

第2次 美咲町自殺対策計画

令和6年3月
美咲町

はじめに

本町は、まちづくりの基本方針を「ひと 輝くまち みさき」とし、地域のつながりや支え合いにも重点をおき事業を推進しております。

しかし、一方で、様々な悩みや不安を抱え、生活に困った時などは、誰を頼ればいいのか、どこに相談すればいいのか分からなく、一人で悩みや問題を抱えている方もいらっしゃると思います。

自殺は、本人にとって、この上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人達にも多大な影響を及ぼし、社会にとっても切実な問題であります。

自殺の背景には、失業や多重債務などの経済的な問題、健康問題、介護・看護疲れなどの家庭問題など、様々な要因があることから、自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

国としても、自殺対策を全国的にさらに推進していくため、平成28年4月、自殺対策基本法を改正し、各自治体において、自殺対策計画の策定を義務づけました。

本町としては、この計画を策定するにあたり、自治体が一団となり取り組んでいこうということから、自殺対策推進検討委員会を設置し、町が行う自殺対策につながる事業を整理し、関係機関と連携を図りながら、平成31年から令和5年の5か年を計画期間とする「美咲町自殺対策計画」を策定し、対策を進めてまいりました。

令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響等で、自殺の要因となりえる様々な問題が悪化したことにより、子どもや女性に対する取り組みや、地域のネットワークの強化も必要となっております。

この度、昨今の社会の状況や自殺の現状に適した自殺対策を推進するため、「第2次美咲町自殺対策計画」を策定いたしました。「誰も自殺に追い込まれることのない美咲町」を目指して、町一体となって自殺対策を推進してまいります。

最後に、計画の策定にご尽力、御協力をいただきました美咲町自殺対策計画策定委員の皆様をはじめ、多くの皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年 3月

美咲町長

青野 高陽

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	- 2 -
1 計画策定の趣旨	- 2 -
2 計画の位置づけ	- 2 -
3 計画の推進期間	- 2 -
4 計画の数値目標	- 2 -
第2章 美咲町の自殺の特徴	- 3 -
1 自殺の現状	- 3 -
2 住民意識調査の結果	- 12 -
3 美咲町の自殺対策の評価と課題	- 23 -
第3章 自殺対策の取り組み	- 25 -
1 施策体系	- 25 -
2 基本施策	- 26 -
3 重点施策	- 29 -
第4章 今後の成果指標	- 36 -
1 自殺対策全体の指標	- 36 -
2 課題に対する取り組みと評価指標	- 36 -
第5章 自殺対策の推進体制	- 38 -
資料編	- 39 -
1 美咲町自殺対策推進検討委員会設置要綱	- 40 -
2 美咲町自殺対策推進検討委員会	- 42 -
3 美咲町自殺対策計画策定委員会設置要綱	- 43 -
4 美咲町自殺対策計画策定委員会委員名簿	- 45 -

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、成果を上げていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。

自殺対策基本法は、施行から10年目の節目に当たる平成28年に改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域格差を解消し、誰もが支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として定めるものです。

3 計画の推進期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成24(2012)年8月に見直しされ、平成29(2017)年7月には改正基本法に基づき改定されました。

大綱は、おおむね5年に一度を目安に改定が行われており、令和4年(2022)年10月には、新たな自殺総合対策大綱が策定され、今後5年間で取り組むべき施策が位置づけられました。

本町においても、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度を取組期間とする、第1次美咲町自殺対策計画を策定し取り組んできたところですが、国の動きや社会情勢等の変化を踏まえ、見直しを行うこととし、第2次美咲町自殺対策計画の推進期間を「美咲町第3次健康増進計画」との関連性から令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

4 計画の数値目標

自殺対策を通じて目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない美咲町」です。対策を進めるにあたり、具体的な数値目標及び対策等を定め成果と合わせて検証を行う必要があります。

本町が目指すべき目標値として、令和11(2029)年までに、自殺率(人口10万対)12.0未満にすることを目標とします。ただし、自殺の多くは追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であることから、「自殺ゼロ」を目指して自殺対策に取り組みます。

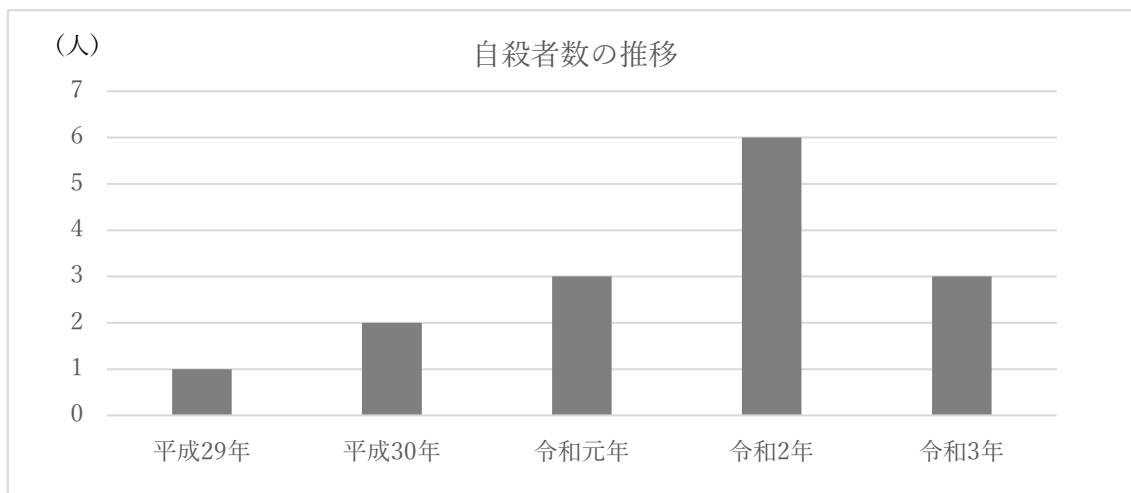
第2章 美咲町の自殺の特徴

1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

① 自殺者数の推移

自殺者数については、平成29年から令和3年にかけて毎年1人から6人で推移し、5年間で平均約3.0人となります。

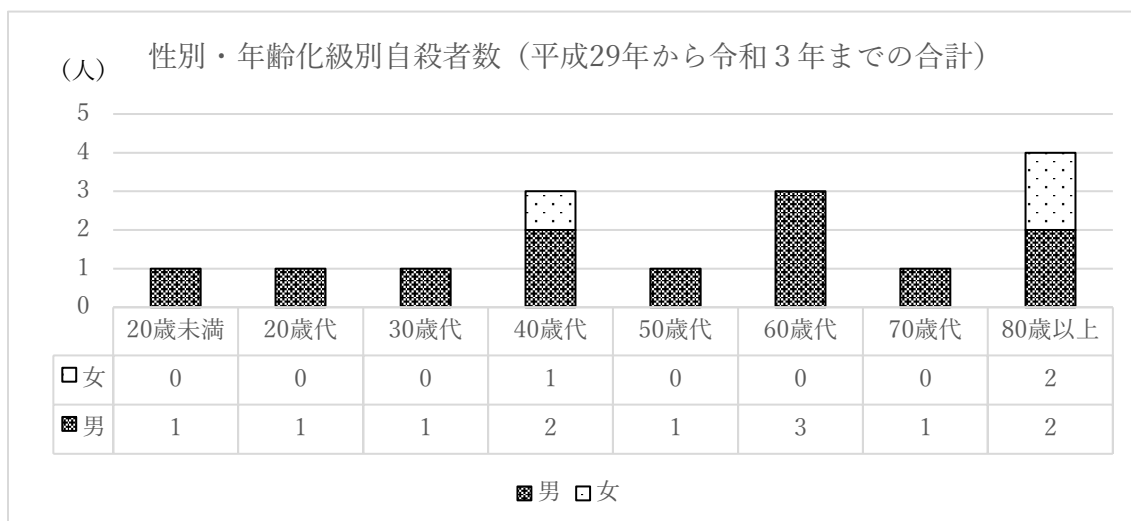


出典：美咲町地域自殺実態プロフィール【2022】

② 性別・年齢階級別自殺者数

男女別自殺者数を見ると、平成29年から令和3年の5年間の自殺者は15人で、そのうち男性が12人でほとんどを占めています。

性別・年齢階級別で見ると、男性は40歳代、60歳代、80歳以上が高くなっており、女性は40歳代、80歳代以上が高くなっています。



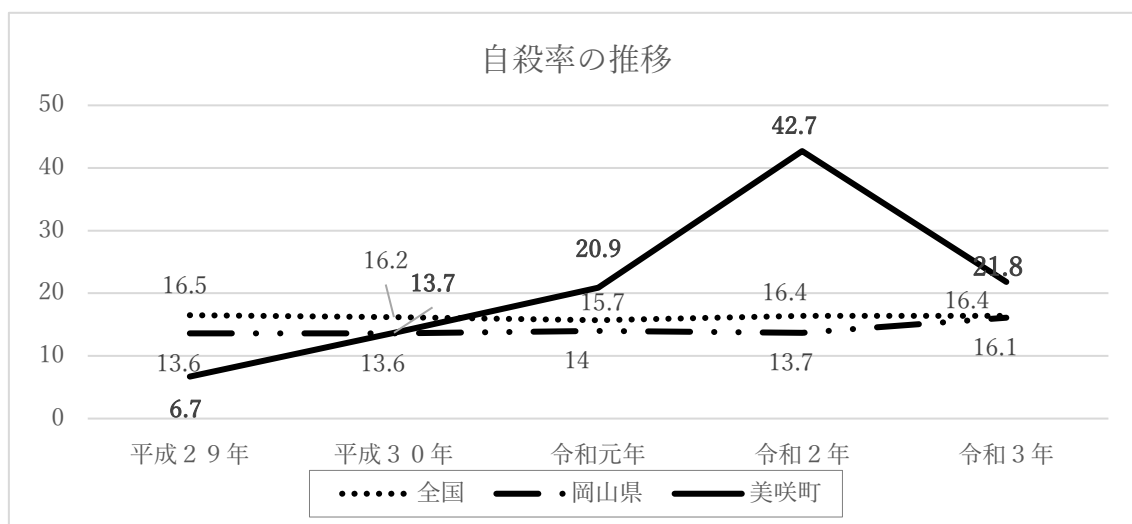
出典：美咲町地域自殺実態プロフィール【2022】

(2) 自殺率の推移

自殺率については、全国及び岡山県と比較すると、美咲町は高めに推移しています。

平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の美咲町の自殺率は、20.9 で、計画前よりわずかに減少しています。

計画策定前	現状
平成 24 年から平成 28 年 までの 5 年間平均	平成 29 年から令和 3 年 までの 5 年間平均
23.0	20.9
	全国：16.3
	岡山県：14.2



出典：美咲町地域自殺実態プロフィール【2022】

(3) 地域自殺実態プロフィールから見た美咲町の自殺の特徴

美咲町における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センターが市町村に提供している「地域自殺実態プロフィール」により、自殺で亡くなる人の割合の多い属性（性別・年齢・職業の有無・同居人の有無）の上位5区分が示されています。

美咲町の主な自殺の特徴（平成29年から令和3年の5年間の合計）

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位: 男性 60歳以上無職同居	3	20.0%	51.0	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位: 男性 20~39歳有職同居	2	13.3%	54.8	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺
3位: 男性 60歳以上有職同居	2	13.3%	37.4	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4位: 男性 40~59歳有職同居	2	13.3%	32.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位: 男性 40~59歳無職独居	1	6.7%	572.4	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

・順位は自殺者数に基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

・自殺率の母数(人口)は、平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。

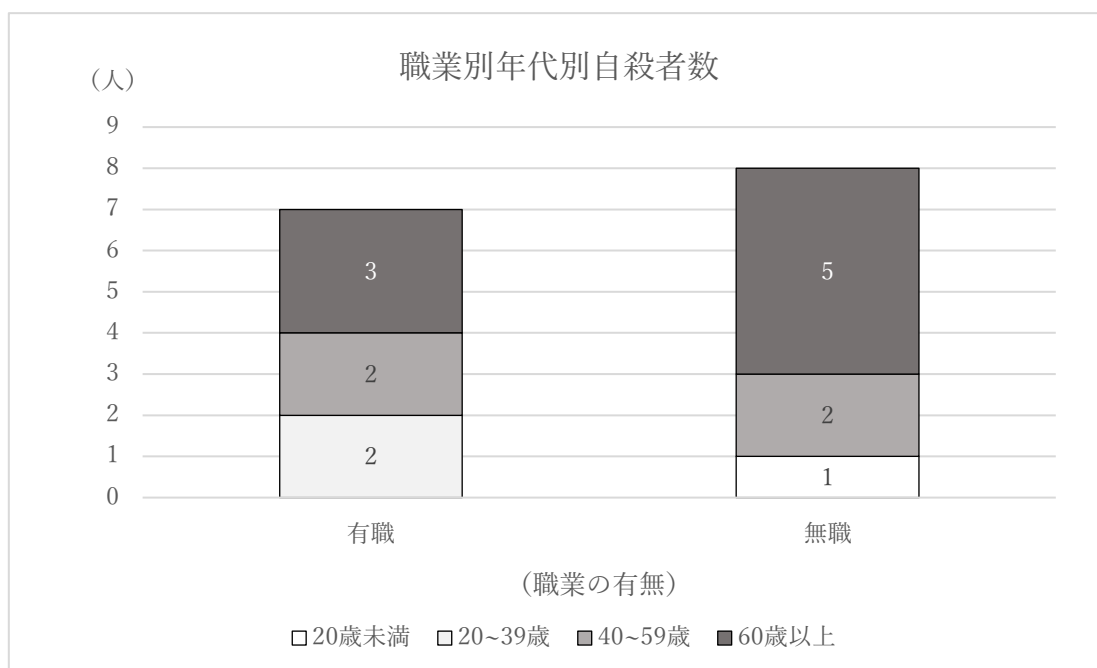
出典：美咲町地域自殺実態プロフィール【2022】

この特徴を参考に、美咲町における自殺対策の重点対象者として

「無職者、失業者」「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営」「若者(子ども)」があがっています。

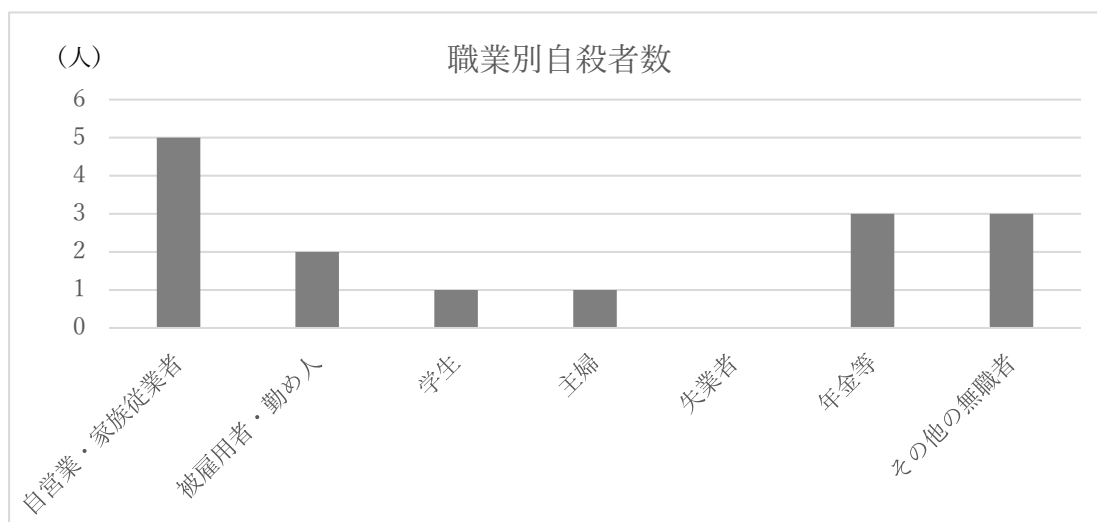
(4) 勤務・経営関連資料

① 職業有無別年代別自殺者数（平成 29 年から令和 3 年までの合計）



出典：美咲町地域自殺実態プロフィール【2022】

② 職業別自殺者数（平成 29 年から令和 3 年の合計）



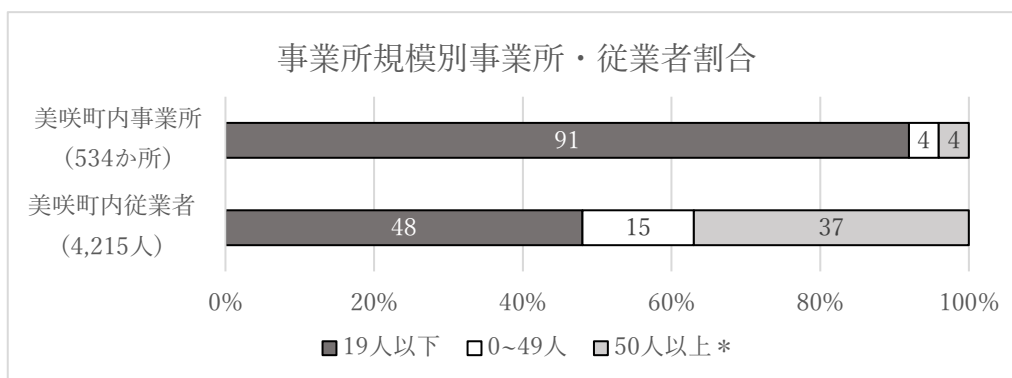
出典：美咲町地域自殺実態プロフィール【2022】

③ 有職者の自殺の内訳（平成 29 年から令和 3 年の合計）

職業	自殺者数	美咲町割合	全国割合
自営業・家族従業者	5	71.4%	17.5%
被雇用者・勤め人	2	28.6%	82.5%
合計	7	100.0%	100%

出典：美咲町地域自殺実態プロフィール【2022】

④ 地域の事業所規模別事業所／従業者割合＜平成 28 年経済センサス＞



	総数	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	出向・派遣 従業者のみ
事業所数	534	351	80	57	15	8	15	4	4
従業者数	4,215	717	504	818	353	284	986	553	0

出典：美咲町地域自殺実態プロファイル【2022】

・労働者数50人未満の小規模事業所では、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも、地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

(5) 生活困窮者、無職者及び失業者関連資料

① 生活保護相談件数

令和2年度からコロナ禍による影響のためか、増加している現状です。

相談内容としては、入院通院による収入の減少、失業等による収入の減少、預貯金の減少など様々で、将来の不安から制度について知りたいといった相談もありました。

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
延べ相談件数	61	37	28	63	56
実相談件数	35	29	17	37	40
申請件数	22	6	7	7	11

出典：美咲町福祉事務所

② 生活困窮者自立支援事業

事業実施から5年が経過し、相談窓口として町民へ周知され定着しました。令和2年度は、コロナ禍により相談件数が増加傾向にあり、生活困窮者自立支援事業から総合支援資金や緊急小口資金の貸付など他制度に繋ぐ対応となっています。

生活困窮者自立支援事業相談者数					
区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
新規相談件数	28	17	10	57	25

出典：美咲町福祉事務所

(6) 高齢者関連資料

自殺者15人中8人と全体の約50%が60歳以上の高齢者です。
また、8人の内、同居ありの人が6人で75.0%を占めています。
全国でも同居の割合が65.2%と高い割合になっています。

60歳以上の自殺の内訳（平成29年から令和3年の合計）							
		自殺者数		美咲町割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	同居人の有無						
	60歳代	3	0	37.5%	0.0%	14.0%	10.4%
	70歳代	0	1	0.0%	12.5%	15.0%	8.0%
女性	80歳以上	2	0	25.0%	0.0%	11.5%	5.0%
	60歳代	0	0	0.0%	0.0%	8.7%	2.8%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.1%	4.3%
合計	80歳以上	1	1	12.5%	12.5%	6.9%	4.3%
	合計	8		100%		100%	

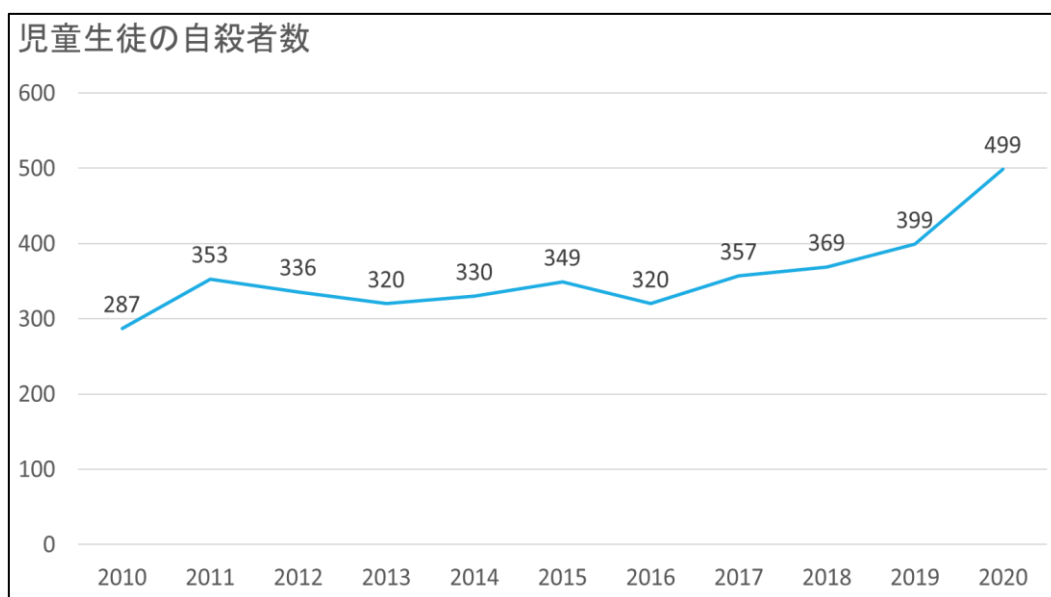
出典：美咲町地域自殺実態プロフィール【2022】

(7) 若者（子ども）関連資料

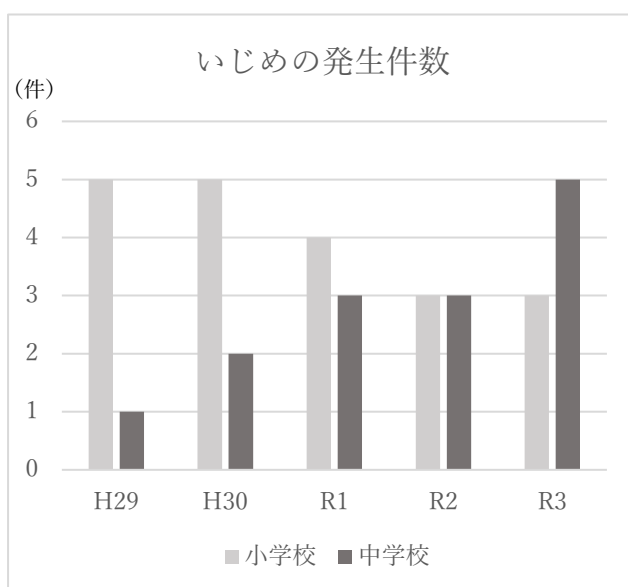
美咲町では、児童生徒の区分で自殺者が1人ありました。

全国的な傾向ですが児童、生徒自殺者数は増えています。内訳では、大学生の自殺者が42.1%、次いで高校生が30.7%となっています。また、長期休業の前後の時期に多くみられ、対策が必要です。

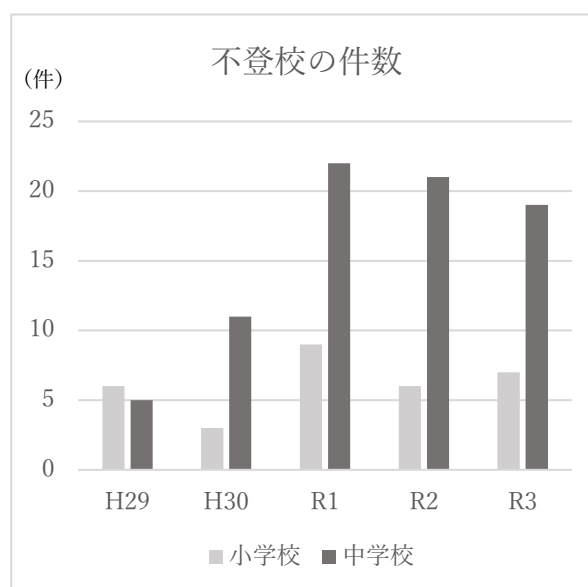
美咲町内の小中学校では、不登校の件数は横ばい傾向です。不安や悩みを抱える子どもが相談できる体制や居場所づくりが必要です。



出典：厚生労働省



出典：美咲町教育総務課



出典：美咲町教育総務課

(8) 女性関連資料

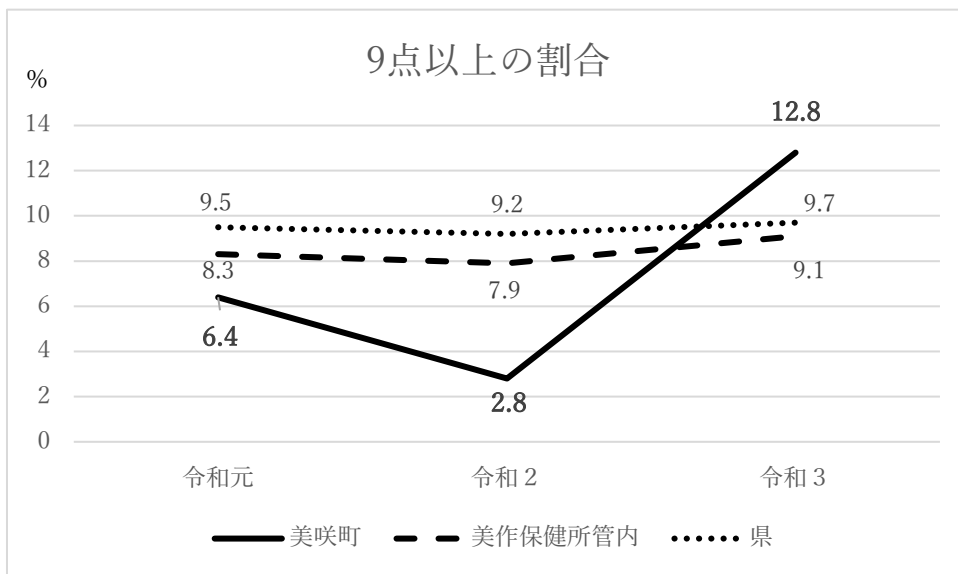
① 産後うつに関する調査（産婦健康診査）

産後うつ病質問票（EPDS）は産婦による自己記入式質問票です。産後2週間と産後1か月の全産婦に実施しています。質問項目は10項目で合計が30点であり9点以上をハイリスクとしてスクリーニングしています。

産後うつのハイリスク者は年々増えています。

(年度)	実施者数(人)			9点以上(人)			9点以上の割合(%)		
	令和元	令和2	令和3	令和元	令和2	令和3	令和元	令和2	令和3
美咲町	125	109	133	8	3	17	6.4	2.8	12.8
管内	1,258	1,717	1,738	105	136	159	8.3	7.9	9.1
県	20,640	22,706	22,903	1,971	2,087	2,213	9.5	9.2	9.7

出典：岡山県の母子保健

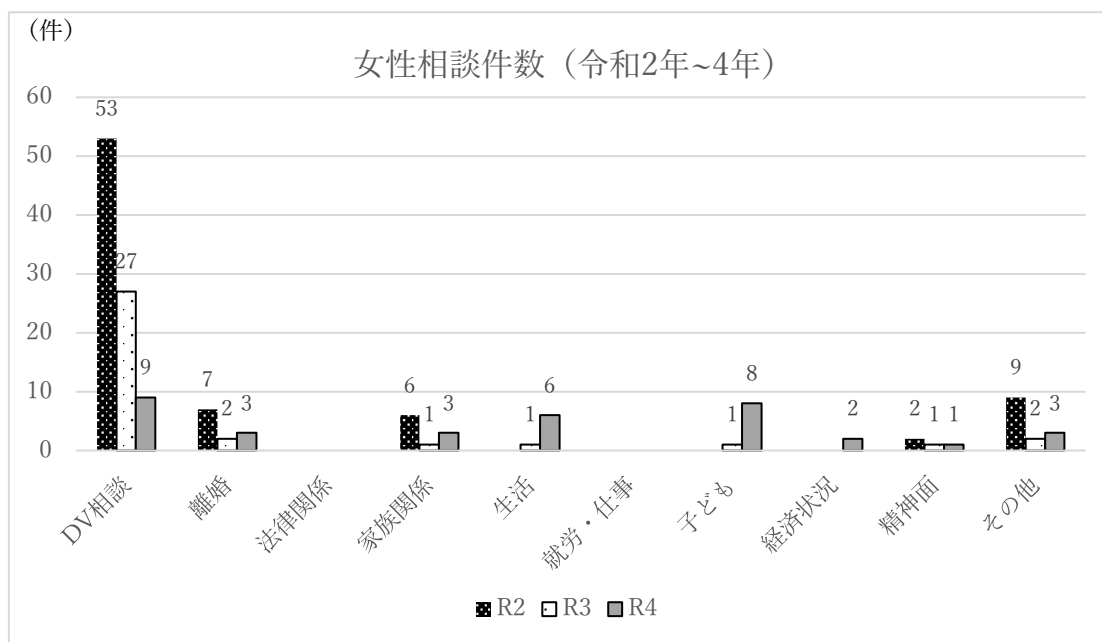


出典：岡山県の母子保健

② 女性相談件数

令和2年から令和4年の3年間の累計の相談内訳は、DV相談が6割を占めています。次いで、離婚、家族関係の相談が多いです。相談者は20代～50代の女性が中心です。

相談の入り口は一つであっても、子どもの対応、離婚に向けての自立、離婚後の経済的不安、住居、仕事、実家の家族との関係性など、多岐にわたって課題や悩みを抱えています。



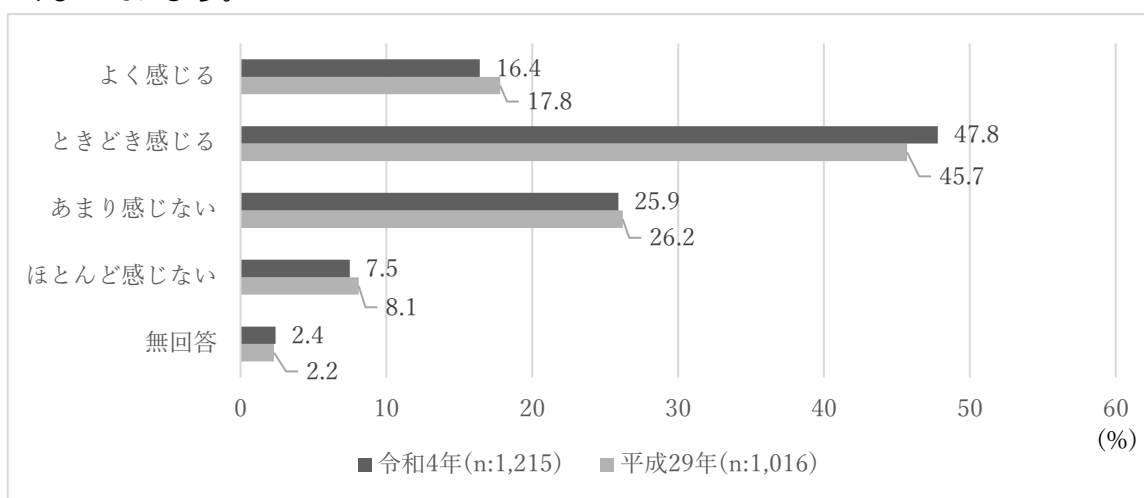
2 住民意識調査の結果

ストレスについて

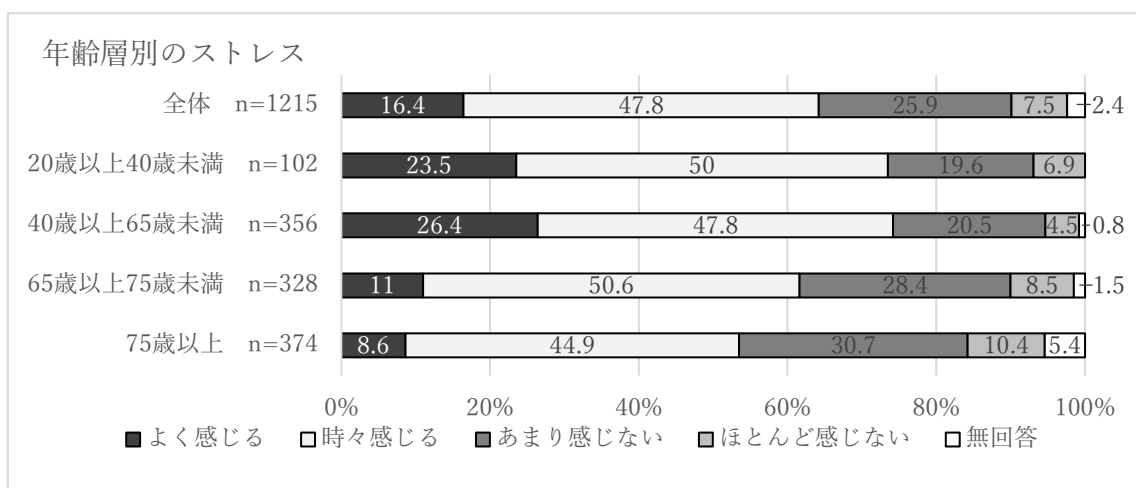
問1：あなたは、ふだんの生活でストレスを感じていますか。

「ときどき感じる」が 47.8%で最も高く、次いで「あまり感じない」が 25.9%、「よく感じる」が 16.4%が続いています。前回調査に比べ「ときどき感じる」が増えています。

年齢層別では、「よく感じる」「時々感じる」を合わせた割合が「20歳以上 40歳未満」では 73.5%、「40歳以上 65歳未満」では 74.2%で、他の年齢層と比較して高くなっています。



出典：令和4年度及び平成29年度美咲町保健福祉総合計画調査



出典：令和4年度美咲町保健福祉総合計画調査

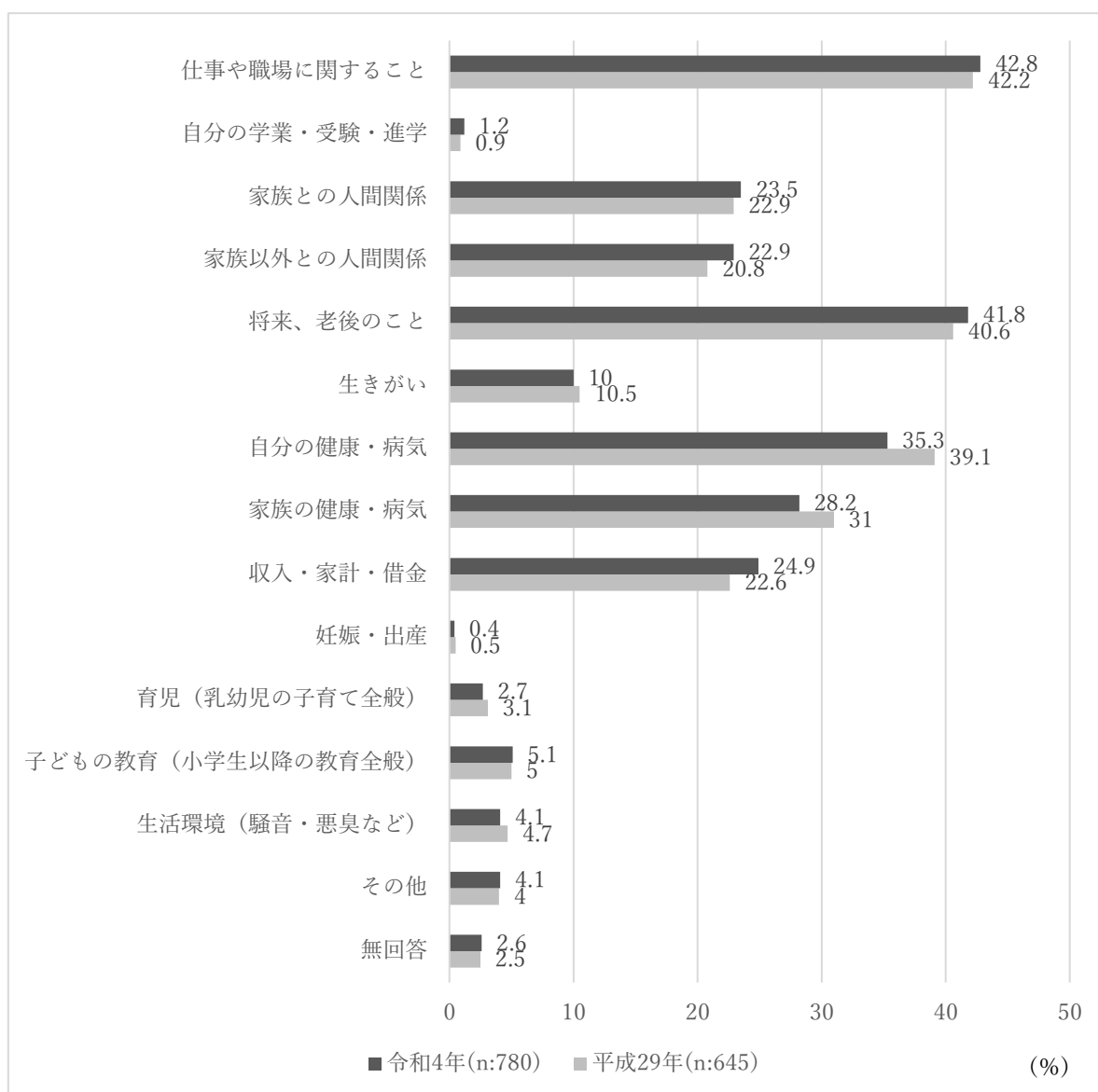
*住民意識調査結果のグラフ中のnは「調査回答者数」を表す

*令和4年度美咲町保健福祉総合計画調査の年代別集計は年齢無回答があるため合計が一致しません。

問2. どのようなことでストレスを感じていますか。

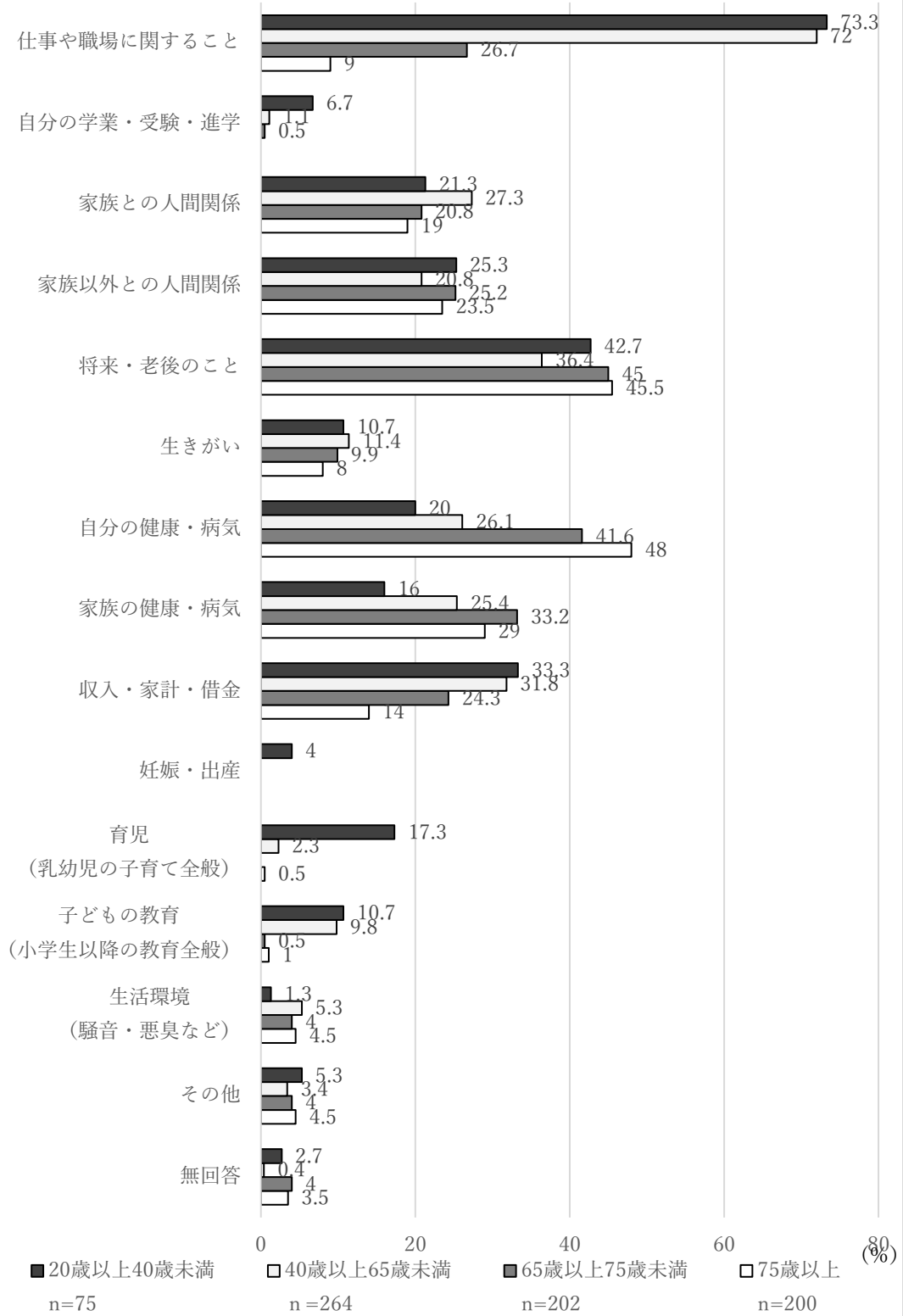
「仕事や職場に関すること」が42.8%と最も高くなっています。次いで、「将来、老後のこと」が41.8%、「自分の健康・病気」が35.3%で続いています。仕事や将来、人間関係に関することにおいて増加が見られます。

年齢層別では、「20歳以上40歳未満」では、「仕事や職場に関すること」が73.3%「収入・家計・借金」が33.3%、「40歳以上65歳未満」では「仕事や職場に関すること」が72.0%、「収入・家計・借金」が31.8%で、他の年齢層に比べ割合が高くなっています。また「65歳以上75歳未満」「75歳以上」では「自分の健康・病気」「家族の健康・病気」が合わせてそれぞれ74.8%と77%で、他の年齢層に比べ高くなっています。



出典：令和4年度及び平成29年度美咲町保健福祉総合計画調査

年代別集計

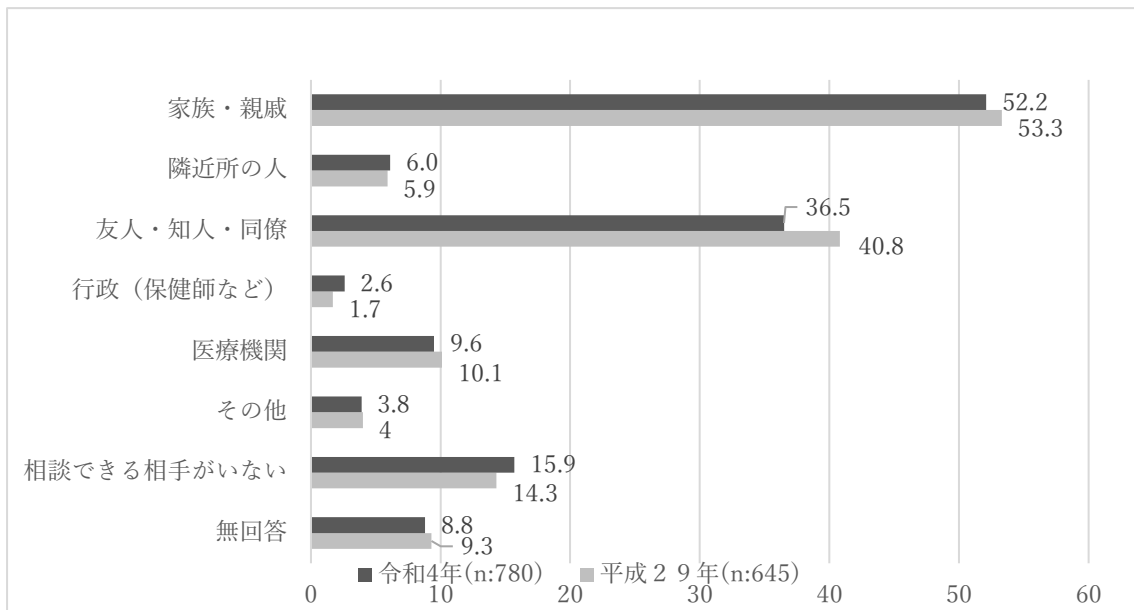


出典：令和4年度美咲町保健福祉総合計画調査

ストレスの対応

問3：あなたは、悩みやストレスについて誰に相談しますか。

「家族や親せき」が52.2%で最も高くなっています。次いで「友人・知人・同僚」が36.6%、「相談できる相手がない」が15.9%となっています。「相談できる相手がない」が増加しています。

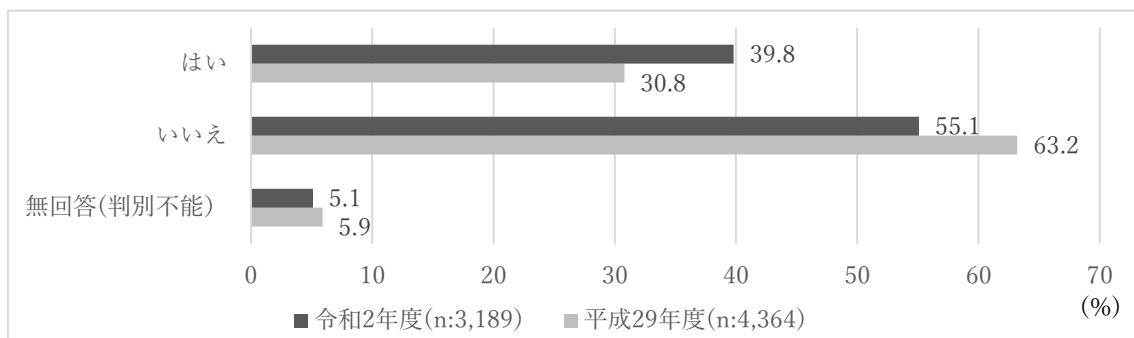


出典：令和4年度及び平成29年度美咲町保健福祉総合計画調査

高齢者に関する調査

問4：この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。

1か月間で気分が沈んだり、ゆううつな気分になったことがあるに「はい」の答えが、39.8%になっています。前回調査より増加しています。

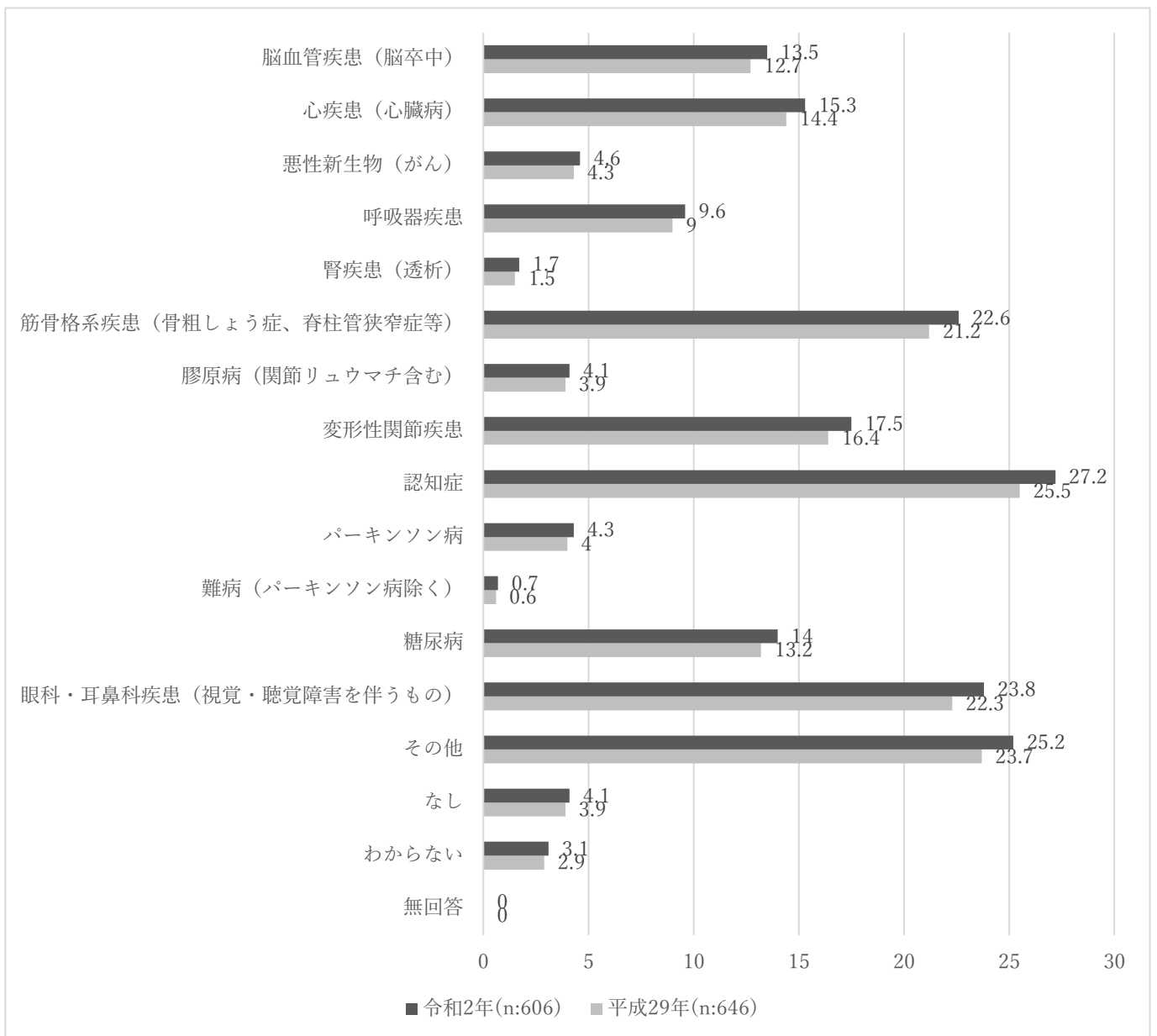


出典：令和2年美咲町高齢者の暮らしと意識に関する調査 / 平成29年美咲町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

問5：高齢者が抱えている傷病

「認知症」が27.2%と最も高く、次いで「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が23.8%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が22.6%で続いています。

外出、人とのコミュニケーションや交流が阻害され、閉じこもりがちになったり、うつ状態になる疾患が多くなっています。



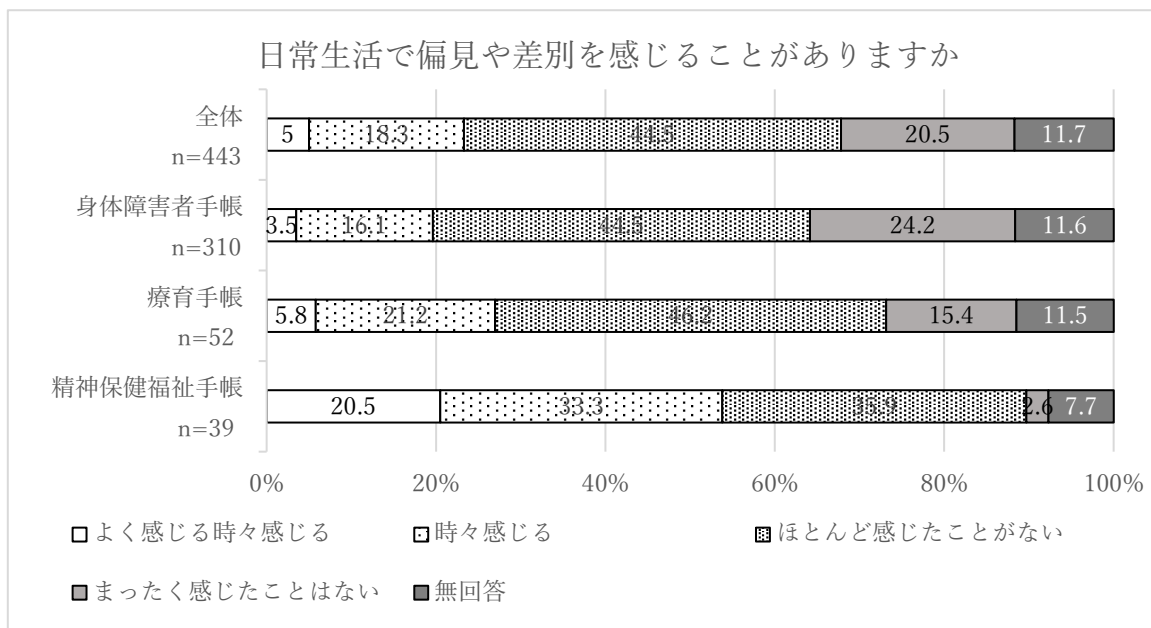
出典：令和2年美咲町高齢者の暮らしと意識に関する調査 / 平成29年美咲町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

障害者手帳保持者への調査

問6：日常生活で差別や偏見、疎外感を感じることはありますか。

全体では、23.3%の人が「差別や偏見、疎外感を感じる」と答えています。

*「差別や偏見、疎外感を感じる」は、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合計した数で判断しています。

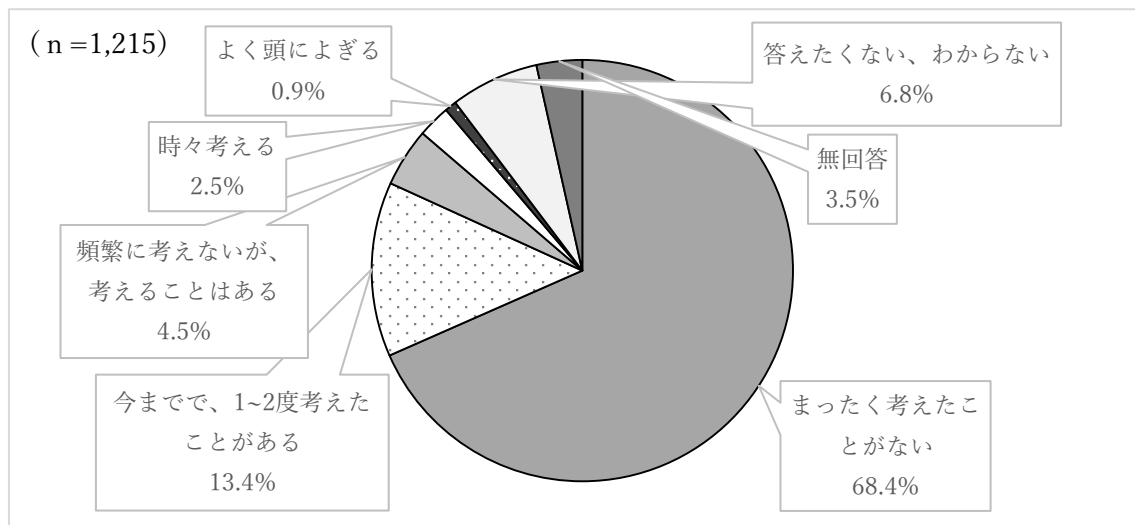


出典：令和5年美咲町障害福祉に関するアンケート調査

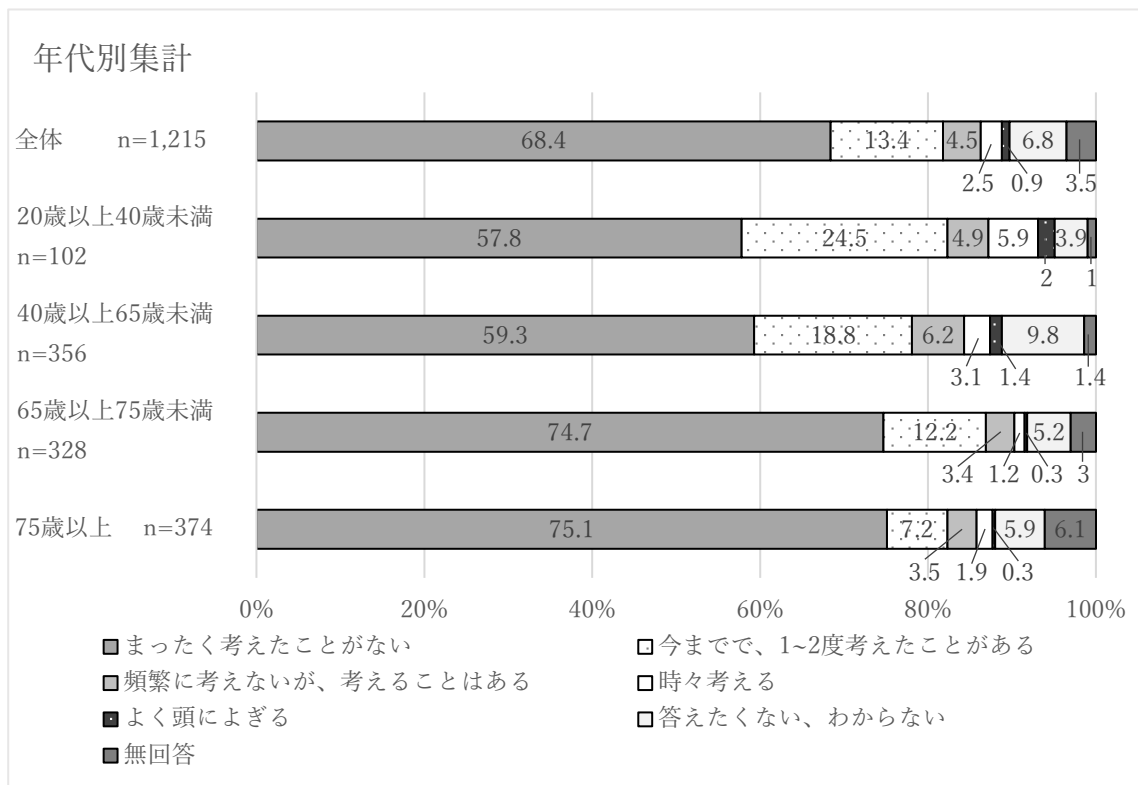
問8：あなたは、これまでに自殺したいと考えたことがありますか。

「よく頭をよぎる」「ときどき考える」「頻繁に考えないが、考えることがある」「今まで1～2度考えたことがある」を合わせると21.3%となっています。

年齢層別では、年齢層が低いほど「今までに1～2度考えたことはある」の割合が高くなる傾向がみられます。



出典：令和4年度美咲町健康と地域福祉に関する意識調査報告書

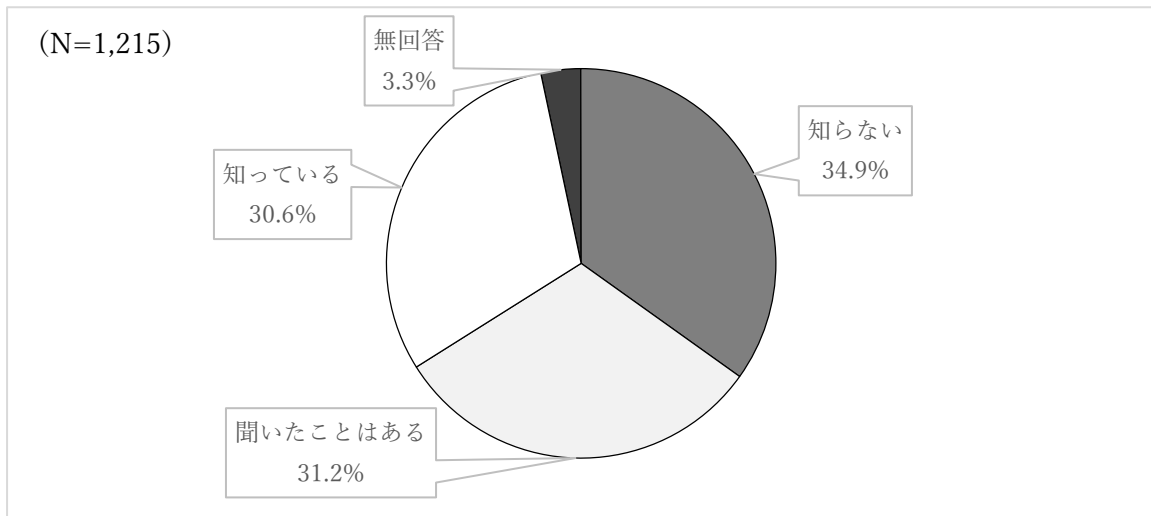


出典：令和4年度美咲町健康と地域福祉に関する意識調査報告書

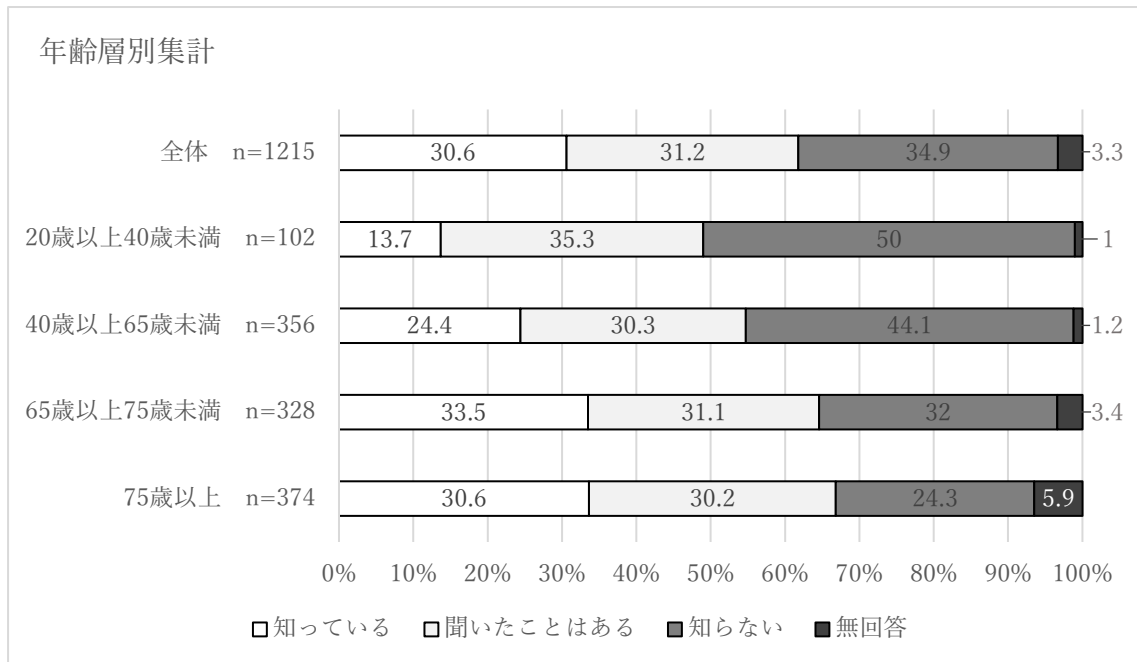
町の相談事業について

問9：美咲町や保健所などにおいて、こころの健康に関する取組が行われていることを知っていますか。

「知っている」「聞いたことがある」合わせて、61.8%となっています。しかし、「知らない」が全体の34.9%となっています。年齢層が低いほど「知らない」の割合が高くなっています。



出典：令和4年度美咲町健康と地域福祉に関する意識調査報告書



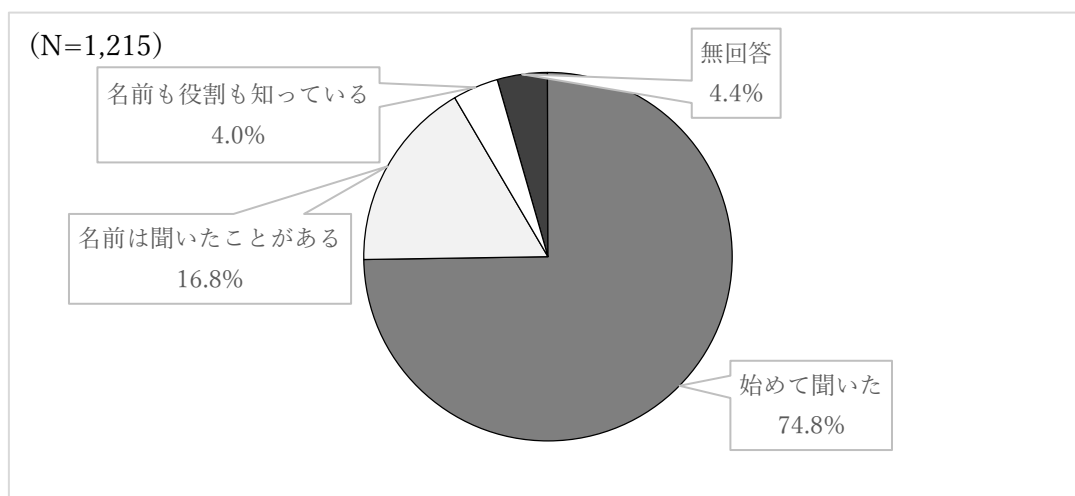
出典：令和4年度美咲町健康と地域福祉に関する意識調査報告書

問10：ゲートキーパーについて、この言葉を知っていましたか。

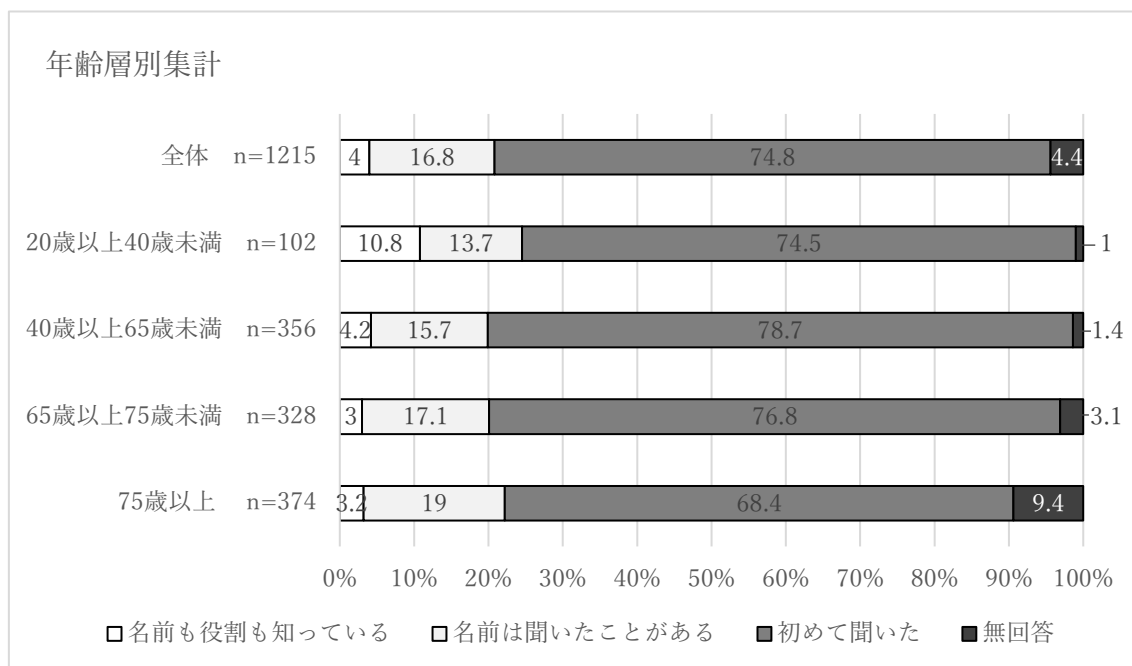
※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。（厚生労働省より抜粋）

「名前も役割も知っている」が4.0%となっており、認知度は低いものとなっています。

年齢層別では「20歳以上40歳未満」が「名前も役割も知っている」が10.8%と他の年齢層に比べ高くなっています。



出典：令和4年度美咲町健康と地域福祉に関する意識調査報告書

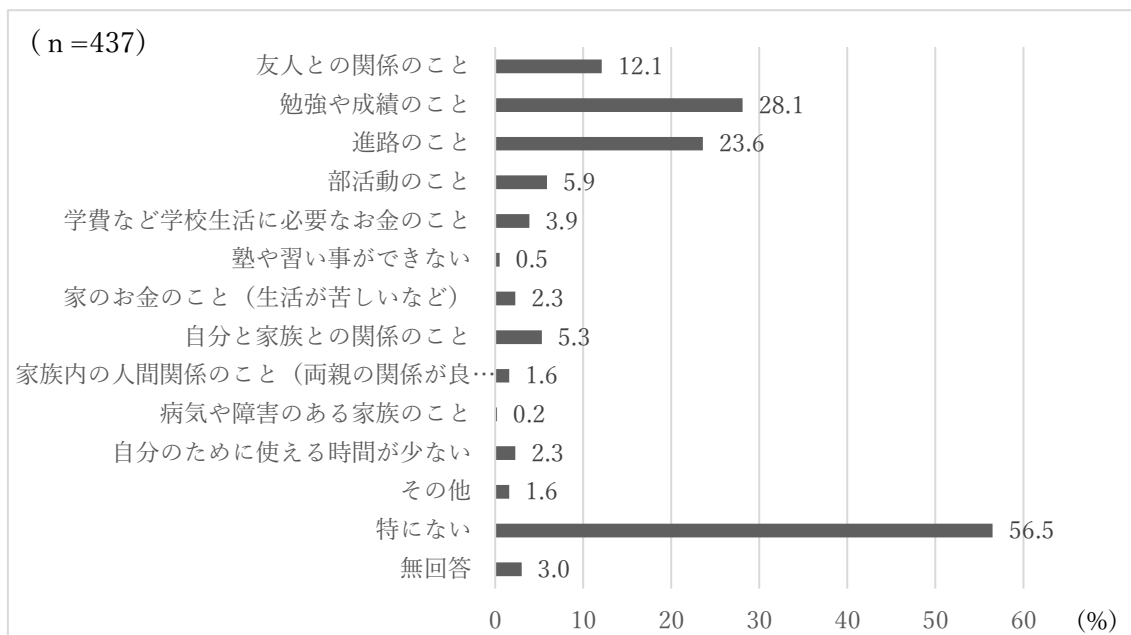


出典：令和4年度美咲町健康と地域福祉に関する意識調査報告書

子どもに関する調査

問 11：学校や家で過ごす時間などにおいて、悩みや困りごとはありますか。

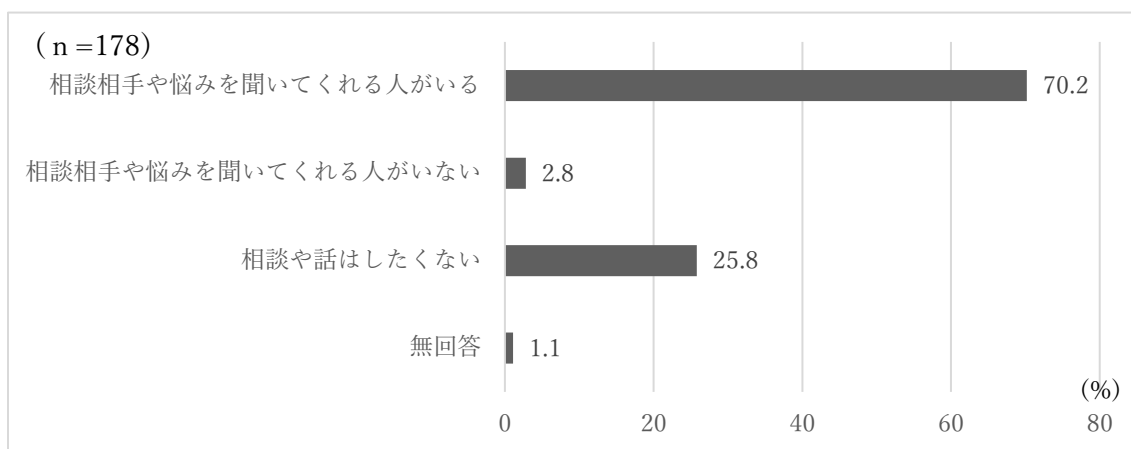
「勉強や成績のこと」が28.1%、「進路のこと」が23.6%で、全体の51.7%を占めており、「特にない」が56.5%となっています。



出典：令和4年度美咲町学生の生活実態に関する意識調査

問 12：悩みや困りごとについて、相談にのったり、話をきいてくれる人がいますか。(ない、無回答以外の回答者)

「相談相手や悩みを聞いてくれる人がいる」は70.2%となっており、「相談や話はしたくない」が25.8%となっています。



出典：令和4年度美咲町学生の生活実態に関する意識調査

* 子どもの調査 (問 11・問 12) は比較できる同内容の調査がありません

3 美咲町の自殺対策の評価と課題

(1) これまでの取り組みの評価

数値目標では、「自殺率（人口10万対）12.0未満」を目標としましたが、結果は令和3年までの5年間の平均で20.9であり、目標達成には至りませんでした。自殺率、自殺者数はともに減少しています。

(2) 今後の課題

美咲町の自殺の現状および住民意識調査の結果から、町の自殺対策における課題として、以下の3点が挙げられます。

①自殺に対する正しい理解の促進と自殺対策の普及啓発

意識調査の結果から、町の実施している自殺対策に係る事業やサービスに対する認知度は高いとはいえない結果となっています。また、自殺についての意識を尋ねた設問においては、自殺に対して様々な考えをなされていることがうかがえます。また、ゲートキーパーの認知度の低さなど、住民に向けた普及啓発が十分にできていません。この結果を受けて、自殺対策推進の第一歩として自殺に関する現状や展開されている自殺対策について周知することで、住民に正しい理解を促進することが必要です。自殺はさまざまな社会的要因が複雑に絡み合って起こること、自殺は社会的な取りくみにより防ぐことのできる死であることに対する理解を促進し、住民一人ひとりが心の健康について考えることができるよう、広報等を通じた啓発を推進していくことが求められています。

②働き盛り世代の生活の支援

平成29年から令和3年までの自殺者のうち、性別では8割が男性です。年代別では20歳代から50歳代までの働き盛り世代が4割、職業別では、有職者より無職者の自殺者数が多くなっています。

働き盛り世代は結婚や子育てなどにより生活が大きく変化する年代です。仕事や家庭の問題などでストレスを受けやすく、生活リズムも不規則になりがちであることから、健康問題によるリスクも高まりやすくなります。労働環境において、美咲町は小規模事業所が多くを占めていますが、一般的に小規模事業所はメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。美咲町においては、これまで小規模事業所とメンタルヘルスの協力や連携ができていません。

これらのことから、産業労働団体と協力して、働き盛り世代の心身の健康管理に関する取りくみを推進していくこと、無職者・失業者、生活困窮者への対応と支援が求められています。

③さまざまな悩みに対応する相談支援体制の確立

美咲町の自殺の実態を分析した結果では、自殺対策の重点対象者に「無職・失業者」「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営」「若者（子ども）」があげられています。

自殺に至る原因は、さまざまな社会的要因が複雑に絡み、自殺のリスクを高めることに作用します。住民意識調査の結果をみると、多くの住民が、日頃から何らかの悩みやストレス、不安を感じていることがうかがえます。また、悩みやストレスを抱えていても身近に相談できる相手がない人が増えてきています。さらに、子どもの調査では、「相談したくない」の回答も多くありました。このことから、身近な人との交流や話のできる環境づくり、子どもが助けを求めることができる環境や体制づくりが求められています。

「無職・失業者」「生活困窮者」「経営・勤務」のなどの支援は、専門的な知識を持った専門機関での相談が必要です。

「高齢者」について、高齢期は傷病等による身体的苦痛などの健康問題、介護等の負担をかけることの家族への精神的負担、強い喪失感からの孤独・孤立などの問題が生じ、うつ状態になりやすいです。高齢者の体と心の変化、様々な背景や価値観を理解した対応と支援が求められています。

「若者（子ども）」については、若者が、自身が強いストレスに直面した際の対処方法やSOSの出し方を身につける必要があります。また、学校関係者等周りの大人たちの理解の向上が必要です。

「女性」の相談も増えています。女性は経済的に弱い立場になりやすく、子どもを抱えているとさらに自立に向けての課題が多く、現状の環境を抜け出すためには時間やサポート体制が必要です。

以上のことから、生活を送る上で生じる多岐にわたる悩みや不安を受け止め、適切な支援へとつなぐことのできる相談支援体制を確立することが求められています。そのために、庁内の相談窓口での対応を行うとともに、県や各種関係機関等との連携を強化していくことが重要です。

第3章 自殺対策の取り組み

1 施策体系

本町において、平成29年から令和3年の5年間で15人が自殺で亡くなっています。

特に40歳代、60歳代の男性と80歳以上の高齢者が多いのが特徴で、動機としては「失業」「生活が苦しい」「介護の悩み」「身体の悩み」等が重なったことです。

また、令和4年10月、国の「自殺総合対策大綱」において重点施策に「女性の自殺対策の推進」が追加されたことから、町の「重点施策」に女性対策を加えて推進していきます。

基本理念
誰も自殺に追い込まれることのない美咲町
～自殺ゼロを目指して～

5つの「基本施策」

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

6つの「重点施策」

- (1) 若者（子ども）対策
- (2) 女性対策
- (3) 生活困窮者対策
- (4) 無職者・失業者、勤務・経営者対策
- (5) 高齢者対策
- (6) 障がい者対策

「生きる支援関連施策」

様々な課題に取り組む各課、各組織の多様な事業と連携し、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

2 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺に至る背景には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場環境の変化等様々な要因が関係しており、それらに適切に対応ための基盤となる取り組みが地域におけるネットワークの強化です。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう自殺を防止するためには、医療、保健、福祉、教育、労働など多岐にわたる包括的な取り組みが重要です。行政及び関係団体、相談支援機関などが連携した支援体制を整えていきます。

【主な取り組み】

1	「自殺対策推進検討委員会」における自殺対策の推進 自殺対策について庁舎内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、委員会を開催し、自殺対策における課題把握と解決策の検討を図ります。
2	地域組織等におけるネットワークの強化 地域の役員や組織が集まる会議において、本町の自殺対策の現状について情報提供をおこないます。また、身近な人のサインに気づき、支えあいの意識の醸成や、専門職との連携を図り支援につなげていくように努めます。
3	子ども・高齢者・障がい者等関係機関の連携強化 関係機関との定期的に行っている各種会議を活用し、自殺対策に関する関係機関間の連携と情報共有に努めます。

基本施策2 自殺対策を支える人の人材育成

身近な人の変化に気づき、見守ることが自殺対策には重要です。一人でも多くの方が、自殺のリスクがある人に気づき、声をかけ、話を聞き、寄り添うためには専門家だけではなく、身近な関係機関や団体、企業、地域の皆さんと連携し、推進していくことが必要です。自殺対策の視点を持ち、自殺に対する理解を深め、身近な地域で支援者となるよう講座や研修等の機会をつくります。

【主な取り組み】

1	地域組織へのゲートキーパー養成講座の実施 日ごろから地域住民と接する機会の多い愛育委員、栄養委員、民生委員児童委員、地域ボランティア等に、日ごろの活動の中で役割を担っていけるようゲートキーパー養成講座を実施していきます。
2	産業労働関係団体へのゲートキーパー養成講座の実施 町民の身近において、気づき、話を聞き、支援につなぐことができる人材を確保するためゲートキーパー養成講座を活用し、地域の自殺対策について理解者を確保します。

3	<p>学校教育・社会教育に関わる人へのゲートキーパー養成講座の実施</p> <p>児童・生徒の自殺を予防するために、身近なところで相談ができるよう、人材確保や学校教育関係者間との相談体制を強化し、研修等の機会を確保します。</p>
---	---

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、誰もが当事者となり得ます。自殺対策を効果的に展開するためには、気軽に相談できる場所があることを町全体に広げ、根付かせていくことが重要です。自殺に対する、基本的な理解を促進するとともに、危機に陥ったときに相談できる場所があることが地域全体の認識になるよう普及啓発活動を展開していきます。

【主な取り組み】

1	<p>リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用</p> <p>庁舎内窓口や関係機関へ、チラシを置き、各手続きで来庁される方へ関係資料をお渡しします。また、必要な内容に修正したリーフレットを作成します。</p>
2	<p>町民向け講演会等の開催</p> <p>自殺対策に限らず、自分自身のストレスや心の健康についての正しい知識の普及や予防について啓発をおこないます。</p>
3	<p>メディアを活用した啓発</p> <p>みさきテレビやホームページ等を活用し、自殺対策に関する総合的な情報提供や相談先について啓発します。</p>

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることへの促進要因」を増やす取り組みをおこなうことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。

このため、生活上の困りごとを察知し、連携して解決を図る支援、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する施策を推進していきます。

【主な取り組み】

1	<p>居場所づくりの推進</p> <p>高齢者、障がい者等の活動支援やサロン活動への支援を通して、居場所づくり、閉じこもりの予防を図ります。</p>
2	<p>相談事業・支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談：ストレスの軽減や精神疾患等の初期症状への相談対応の充実を図ります。 ・生活困窮者自立支援事業：関係機関と連携し、相談支援、就労支援、家計支援のほか、1人ひとりの困りごとに応じます。

	<p>・なやみごと・行政・心配ごと相談：人権擁護委員、行政相談委員、民生委員児童委員、身体障害者相談員、弁護士により、様々な内容の相談に応じられるよう相談事業を開催し、専門機関につなぐこともできます。</p>
3	<p>自殺未遂者への支援の充実</p> <p>医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も専門的なケアや自殺未遂者を支える様々な社会問題への包括的な支援が必要です。継続的な医療的支援や専門機関へつなぐネットワークの構築を図ります。</p>
4	<p>自死遺族への支援の充実</p> <p>遺族が死別による悲嘆と向き合い回復の道に向かうために、美作保健所が主催する自死遺族の会の紹介、自死への偏見による遺族の孤立防止や心を支える活動が必要です。</p> <p>届出時に訪れたすべての遺族に対して、相談窓口等の情報提供を行います。</p>

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が自殺に追い込まれる要因としては、学校での人間関係、家庭での家族との関係等さまざまな背景が考えられます。令和4年度の自殺総合対策大綱の見直しにおいては、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化が盛り込まれています。児童生徒が、命の大切さを実感し、様々な問題やストレスへの対処法を身につけ、困ったときやつらいとき助けを求めていいことを学べる教育に取り組んでいきます。また、子どもにとって、相談しやすい環境をつくるため、教職員や支援者への情報提供や相談、アドバイス、児童生徒へのアプローチを強化します。

【主な取り組み】

1	<p>「SOSの出し方」に関する教育の推進</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難やストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を行います。</p>
2	<p>子どもの人権に関する教育の推進</p> <p>町内各小・中学生を対象とした人権教育や子どもの人権SOSミニレターの普及等、学校及び関係機関と連携を図りながら活動します。</p>
3	<p>児童生徒を支える相談体制の整備</p> <p>児童生徒の相談ごとを受け止められるよう、学校職員に加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した相談対応を行います。</p>
4	<p>要保護児童の心のケアの推進</p> <p>児童の適切な保護や支援を図るため、美咲町要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関が連携し、要保護児童の早期発見・早期支援に努めます。</p>

3 重点施策

(1) 若者（子ども）対策

全国的には、小中高生の自殺数は増加傾向にあります。美咲町においても、20歳未満の自殺者が発生しています。問題を克服した過去の経験が少ない、人間関係が希薄、自己肯定感が低い等、子ども、若者は些細な出来事にも傷つき、自殺のリスクが高まる可能性があるため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し支援していくことが必要です。

【主な取り組み】

1	「SOS の出し方」に関する教育の推進 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育を行います。
2	教職員、学校関係者への啓発 教職員研修会において、生きる支援（自殺対策）に関する内容や「SOS の出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOS の受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。また、SOS に対する気づきの向上に向けた自殺対策に関する研修への受講を促します。
3	要保護児童対策の充実 相談支援や子どもと家庭に関わる関係者が連携し、児童や児の家庭背景に起因する困難を抱える児童生徒やその家族を支援し問題の深刻化を防ぎます。
4	医療的ケア児への支援 医療的ケアが必要な子どもや家庭に対して、保健、医療、福祉、教育と連携し、医療的ケア児コーディネーターを配置し、相談支援を充実していきます。
5	特別支援教育の推進 発達相談や保育園の施設支援や巡回相談などにより、子どもの困り感に寄り添い、保護者と共に支援を行います。

(2) 女性対策

令和4年度の自殺総合対策大綱の見直しにおいて、女性に対する支援の強化が新たに追加されました。女性のメンタルヘルス対策の強化や育児問題、DV、就労や介護問題等、困難で複雑な様々な課題を抱える女性への相談支援の充実が必要です。

【主な取り組み】

1	産後ケア事業の推進 産後うつや育児不安の軽減のため、母親の妊娠期から出産後の育児不安に対する支援を充実させ、子育て世代の心の支援を進めます。
2	妊娠・出産・子育てに関する包括的な支援体制の充実

	妊娠・出産・子育てに関する相談を切れ目なく継続して行います。
3	子ども家庭センターの設置 母子保健と児童福祉の一体的な支援を提供するため、子ども家庭センターの設置を進めます。
4	家庭相談員等による相談体制の充実 家庭相談員や保健師等が連携し、女性が相談しやすい相談体制を整えます。

(3) 生活困窮者対策

生活困窮者の背景には、障がいや虐待、DV、依存症、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ、広範囲な問題を重複して抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすい傾向にあります。生活困窮の状態にある者や生活困窮に至る可能性がある者が自殺に至らないように、情報提供や支援体制の充実が必要です。

【主な取り組み】

1	包括的な相談体制の充実 複雑化、複合化した相談ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」による相談体制の整備に取り組みます。
2	各種納付相談との連携 税金等の納付相談と連携し、生活困窮者の実態把握と相談支援を行います。

(4) 無職者・失業者・勤務者・経営者対策

過去5年間（平成29年～令和3年）の無職者の自殺は上位にあります。無職者・失業者の方は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や家庭環境、人間関係、ひきこもり等、他のさまざまな問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないとされます。

また、美咲町では男性、有職者の自殺が多い現状にあります。勤務者や経営者は、労働環境や職場の人間関係、経営不振や社会情勢等さまざまな要因で悩みを抱え、心身の健康を損ないやすいとされています。そのため、職場でのメンタルヘルス対策を推進し、健康で働き続けられる環境づくりや、経営に関する相談や健康管理に関する相談窓口の周知などにより、一人で抱え込むことがないような支援が必要です。

働き盛り世代が安心して生きられるように社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが必要です。

【主な取り組み】

1	相談体制の充実 生活困窮や就労に関する悩みや家庭の問題、労働環境や職場の人間関係、経営などに関する悩みなどに社会的・経済的な視点も含む包括的な相談体制の整備と、その相談窓口の周知に取り組みます。
---	--

2	町内企業と連携した支援 働き盛り世代を対象に、心の健康づくりについての普及啓発を行い、メンタルヘルス対策や健康相談事業の取組みを、商工会等と連携しながら行います。
---	--

(5) 高齢者対策

高齢者の自殺については、心身の変化による悩みとともに社会的役割の喪失感や孤独感に陥りやすく、高齢者特有の課題をふまえつつ、さまざまな背景や価値観に対応した働きかけが必要です。

【主な取組み】

1	包括的な支援のための連携の推進 高齢者を取り巻く家族や、地域住民、関係機関との情報共有や連携を図り、相談や見守り体制の充実を図ります。
2	社会参加の強化と孤独・孤立の予防 地域の声かけや、ふれあいサロン、通いの場等身近な地域での支援体制の充実を図ります。

(6) 障がい者対策

さまざまな障がいにより、生活のしづらさを抱え、孤独や孤立感に陥りやすく、背景に精神疾患や経済・生活の問題、家族問題等さまざまな問題に包括的に対応する必要があります。

【主な取組み】

1	相談窓口の充実 こころの健康相談や相談支援事業所と連携し、相談窓口の充実を図ります。
2	居場所づくりや生活支援の充実 美咲町障がい者ネットワーク会議等を活用し、情報提供や個別支援につなげていきます。
3	雇用の場の確保 障がい福祉サービスや障がい者就労支援センター、職業安定所等と連携し雇用の推進に努めます。

<基本施策>		
計画における項目	事業内容	担当課
(1) 地域におけるネットワークの強化		
1 「自殺対策推進検討委員会」における自殺対策の推進	自殺対策推進検討委員会	健康推進課
2 地域組織等におけるネットワークの強化	地域ケア会議	地域包括支援センター
	小地域ケア会議	社会福祉協議会
	地域包括ケア会議	長寿しあわせ課
	見守りネットワーク会議	長寿しあわせ課
	民生委員定例会	福祉事務所
3 子ども・高齢者・障がい者等の関係機関の連携強化	いじめ問題対策連絡協議会	教育総務課
	要保護児童地域対策協議会	こども笑顔課
	中学校区ネットワーク会議	教育総務課
	青少年育成活動連絡会	生涯学習課
	高齢者虐待防止	地域包括支援センター
	生活困窮者自立支援事業	福祉事務所
	障がい者福祉ネットワーク会議	福祉事務所
	障がい者虐待防止	福祉事務所
(2) 自殺対策を支える人材の育成		
1 地域組織へのゲートキーパー養成講座の実施	ゲートキーパー養成講座	健康推進課
	認知症サポーター養成講座	長寿しあわせ課
	生活支援サポーター養成講座	社会福祉協議会
2 産業労働関係団体へのゲートキーパー養成講座の実施	ゲートキーパー養成講座	健康推進課
3 学校教育・社会教育に関わる人へのゲートキーパー養成講座の実施	ゲートキーパー養成講座	教育総務課 生涯学習課 健康推進課
(3) 住民への啓発と周知		
1 リフレット・啓発グッズ等の作成と活用	チラシによる相談窓口の周知	健康推進課
	組織に対するリフレットの配布	健康推進課
2 町民向け講演会等の開催	こころの健康づくり講座	健康推進課
3 メディアを活用した啓発 (広報誌、町ホームページ、みさきテレビ等)	自殺対策に関する広報	健康推進課
	精神保健事業の広報	健康推進課
(4) 生きることの促進要因への支援		
1 居場所づくりの推進	自治会活動	地域みらい課
	小地域福祉活動	社会福祉協議会
	地区ふれあいサロン	社会福祉協議会
	通いの場	社会福祉協議会 長寿しあわせ課
	オレンジカフェ	長寿しあわせ課 地域包括支援センター
	学校・家庭・地域社会の連携支援	教育総務課
	児童館	こども笑顔課
	ぶらっとみさき事業	社会福祉協議会
	精神障がい者やその家族による当事者会	健康推進課
	町営町有住宅の整備	住民生活課

2 相談事業・支援事業の実施	こころの健康相談	健康推進課
	なやみごと・行政・心配ごと相談	住民生活課
	生活困窮者自立支援事業	福祉事務所
3 自殺未遂者等への支援の充実	自殺対策推進検討委員会	健康推進課
4 自死遺族への支援の充実	自死遺族の会への案内	健康推進課
	死亡届出時の情報提供	健康推進課
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
1 「SOSの出し方」に関する教育の推進	SOSの出し方教育	教育総務課
2 子どもの人権に関する教育の推進	子どもの人権に関する教育	教育総務課 生涯学習課
	スマホサミット	教育総務課
3 児童生徒を支える相談体制の整備	SC・SSW・SSPの配置	教育総務課
	人権教育活動	生涯学習課
	学校・家庭・地域社会の連携支援	教育総務課
	児童生徒の支援体制の強化	教育総務課 健康推進課
	専門医療機関との連携	健康推進課 教育総務課
4 要保護児童の心のケアの推進	出前講座（みんなで守ろう子どもの笑顔）	こども笑顔課 健康推進課
	児童生徒の支援体制の強化	教育総務課 健康推進課
<重点施策>		
計画における項目	実施内容	担当課
(1) 若者（子ども）対策		
1 「SOSの出し方」に関する教育の推進	SOSの出し方教育	教育総務課
2 教職員、学校関係者への啓発	SOSの出し方教育	教育総務課
	SC・SSW・SSPの配置	教育総務課
	学校・家庭・地域社会の連携支援	教育総務課
3 要保護児童対策の充実	要保護児童地域対策協議会	こども笑顔課
	児童生徒の支援体制の強化	教育総務課 健康推進課
4 医療的ケア児への支援	医療的ケア児コーディネーターの配置	福祉事務所 健康推進課
	個別ケアによる支援	教育総務課 健康推進課
5 特別支援教育の推進	発達支援コーディネーターの配置	健康推進課
	子どもの発達相談	健康推進課
	保護者の相談・支援	教育総務課 健康推進課
	保育園・小学校等子どもの所属する機関への支援	教育総務課 こども笑顔課 健康推進課

(2) 女性対策		
1 産後ケア事業の推進	赤ちゃん訪問	健康推進課
	産後ケア事業（ショートステイ）	健康推進課
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	健康推進課
2 妊娠・出産・子育てに関する包括的な支援体制の充実	妊娠届出時の相談	健康推進課
	妊婦健診	健康推進課
	乳幼児健診	健康推進課
	子育て支援センター	こども笑顔課 教育総務課
	保育園	教育総務課
	児童館	こども笑顔課
	母子クラブ	こども笑顔課
	ファミリーサポートセンター	こども笑顔課
	育児相談	健康推進課
3 子ども家庭センターの設置	子ども家庭センターの設置	健康推進課
4 家庭相談員等による相談体制の充実	家庭相談員による相談支援	こども笑顔課 福祉事務所 健康推進課
	保健師による相談支援	健康推進課
	なやみごと・行政・心配ごと相談	住民生活課
	子どもに関する手当等の支給など経済的な相談	こども笑顔課 福祉事務所 教育総務課
	生活福祉資金	社会福祉協議会
	生活困窮者自立支援事業	福祉事務所
	ぷらっとみさき事業	社会福祉協議会
(3) 生活困窮者対策		
1 包括的な相談体制の充実	生活保護に関する相談	福祉事務所
	なやみごと・行政・心配ごと相談	住民生活課
	生活困窮者自立支援事業	福祉事務所
	家庭相談員による相談支援	こども笑顔課 福祉事務所 健康推進課
	町営町有住宅の整備	住民生活課
2 各種納付相談との連携	各種納付相談	税務課
(4) 無職者・失業者、勤務者・経営者対策		
1 包括的な相談体制の充実	生活困窮者自立支援事業	福祉事務所
	生活保護に関する相談	福祉事務所
	なやみごと・行政・心配ごと相談	住民生活課
	家庭相談員による相談支援	こども笑顔課 福祉事務所 健康推進課
	各種納付相談	税務課
2 町内企業と連携した支援	こころの健康相談	健康推進課
	メンタルヘルスに関する普及啓発	健康推進課

(5) 高齢者対策		
1 包括的な支援のための連携の推進	高齢者虐待防止	地域包括支援センター
	見守りネットワーク会議	長寿しあわせ課
	地域包括ケア会議	長寿しあわせ課
	地域ケア会議	地域包括支援センター
	小地域ケア会議	社会福祉協議会
2 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	地区ふれあいサロンへの参加	社会福祉協議会
	通いの場	社会福祉協議会 長寿しあわせ課
	介護予防事業	長寿しあわせ課
	認知症初期集中支援事業	長寿しあわせ課 地域包括支援センター
	配食サービス	長寿しあわせ課 社会福祉協議会
	緊急通報装置設置事業	福祉事務所
	声かけ運動	健康推進課
(6) 障がい者対策		
1 相談窓口の充実	障がい者の相談支援	健康推進課
	家族や支援者等への相談支援	健康推進課 福祉事務所
	権利擁護に関すること・成年後見制度	福祉事務所
	アルコール・薬物依存の予防と相談	健康推進課 福祉事務所
	専門医療機関との連携	健康推進課
2 居場所づくりや生活支援の充実	障がい者福祉ネットワーク会議	福祉事務所
	メンタルヘルスポランティアの会の支援	健康推進課
	患者・家族会への支援	健康推進課
	当事者の会	社会福祉協議会
	配食サービス	長寿しあわせ課 福祉事務所 社会福祉協議会
3 雇用の場の確保	出前講座（精神通院時の医療費・精神障害者保健福祉手帳について）	福祉事務所
	障がい者の雇用の推進	健康推進課 福祉事務所
	障がい者支援施設等の工賃の確保に向けた支援	福祉事務所

第4章 今後の成果指標

1 自殺対策全体の指標

目標値 自殺死亡率（人口10万対）12.0未満
（令和6年～令和11年の6年間平均）

2 課題に対する取り組みと評価指標

取り組み内容	指標	目標値
（1）自殺に対する正しい理解の促進と自殺対策の普及啓発		
自殺対策推進検討委員会	開催回数	年1回以上
ゲートキーパー養成講座	開催回数	年1回以上
学校関係者に対するゲートキーパー養成講座	開催回数	年1回以上
認知症サポーター養成講座	開催回数	年10回
生活支援サポーター養成講座	開催回数	年3回
こころの健康づくり講座	開催回数	年1回以上
自殺対策に関する広報や啓発	啓発回数	年2回以上
（2）働き盛り世代への生活支援		
労働関係団体へのゲートキーパー養成講座	開催回数	年1回以上
商工会と連携した普及啓発	啓発回数	年1回以上
町の相談事業の利用	相談者数	
（3）様々な悩みに対応する相談支援体制の確立		
なやみごと・行政・心配ごと相談	実施回数	年9回
精神保健福祉相談（こころの健康相談）	実施回数	月1回
生活困窮者自立支援事業	相談者数	
ぷらっとみさき事業	利用者数	
家庭相談員等の相談	相談件数	
産後ケア事業の充実	利用者数	
SOS出し方教育	実施回数	年1回以上
子どもの人権に関する教育	実施回数	年9回
SC、SSW、SSPの配置	配置数	全校配置
児童生徒への支援体制の充実	相談件数	
個別の相談支援体制の充実	相談件数	
ふれあいサロン	開催団体	120団体
通いの場	開催会場	24か所
オレンジカフェ	開催回数	年36回

*「SC（スクールカウンセラー）」とは、学校で児童生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家のこと。

*「SSW（スクールソーシャルワーカー）」とは、児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。社会福祉士か精神保健福祉士のいずれかの資格を有する。

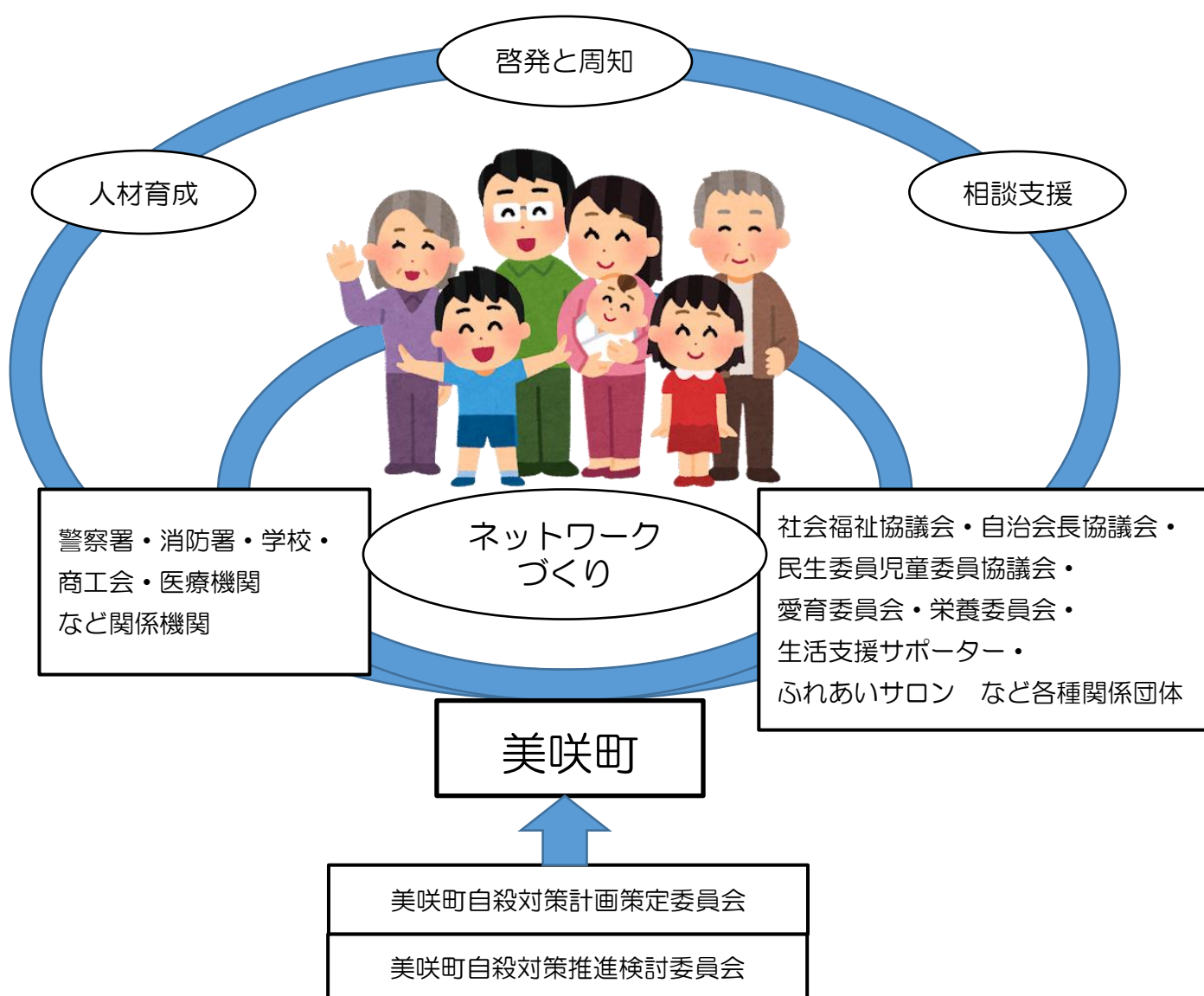
*「SSP（スクールソーシャルパートナー）」とは、不登校やいじめ等の解消、未然防止のために、社会福祉等の知識や技術をもとに活動し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒への支援を行う専門職のこと。

社会福祉及び学校教育に関する知識または経験を有する。

第5章 自殺対策の推進体制

自殺対策についての庁内関係部署の緊密な連携と協力のため、役場内に「美咲町自殺対策推進検討委員会」を設置し、自殺対策を総合的に推進します。また、自殺対策は家庭や学校、職場、地域など社会全体と関わることから、外部の関係機関や関係団体等との連携と協力により支援体制を構築し、社会全体で取り組みを推進します。

本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、美咲町自殺対策推進検討委員会において検討し、美咲町自殺対策計画策定委員会での意見を取り入れることで、自殺対策を総合的に推進します。



資料編

美咲町自殺対策推進検討委員会設置要綱

平成30年6月20日 告示第44号
改正 平成31年3月31日 告示第29—2号
令和5年3月31日 告示第27号
令和5年7月21日 告示第51号

(目的)

第1条 自殺対策について、庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、美咲町自殺対策推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策計画に係る調査及び研究並びに計画策定に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織及び職務)

第3条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員13人以内をもって組織する。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は福祉事務所長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者を充職として充てる。
 - (1) 政策推進監
 - (2) 総務課長
 - (3) 地域みらい課長
 - (4) くらし安全課長
 - (5) 税務課長
 - (6) 住民生活課長
 - (7) 長寿しあわせ課長
 - (8) 健康推進課長
 - (9) こども笑顔課長
 - (10) 教育総務課長
 - (11) 生涯学習課長
 - (12) 地域包括支援センター長
 - (13) 美咲町社会福祉協議会地域福祉課長
- 4 委員長は、委員会を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、自殺対策担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日告示第29—2号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

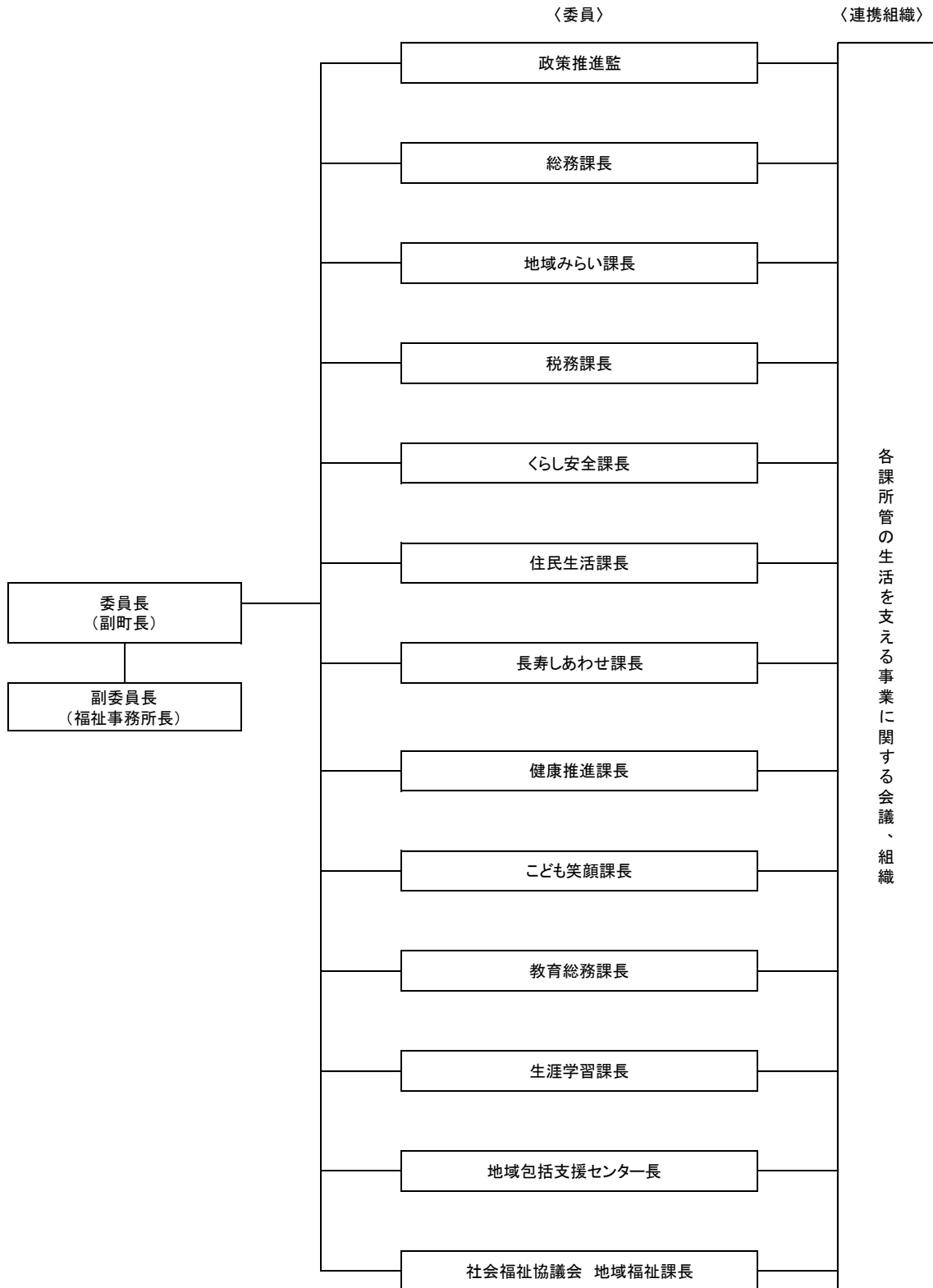
附 則 (令和5年3月31日告示第27号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月21日告示第51号)

この告示は、令和5年7月21日から施行する。

美咲町自殺対策推進検討委員会



美咲町自殺対策計画策定委員会設置要綱

平成30年7月12日

告示第51号

改正 平成30年9月26日告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する美咲町自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、関係者から広く意見を聴取するため、美咲町自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、情報提供及び助言を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前1号に掲げるもののほか、関連施策で町長が必要であると認めるもの。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 行政関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、計画の策定が終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月26日告示第66号)

この告示は、交付の日から施行する。

令和5年度 美咲町自殺対策計画策定委員会委員名簿

任期 令和5年11月1日～令和6年3月31日

所属	役職	氏名	備考
希望ヶ丘ホスピタル	理事	日笠 完治	
美作県民局健康福祉部保健課	課長	平田 敦子	
美咲町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	金崎 ゆかり	
久米郡商工会	経営指導員	杉山 洋樹	
美咲町愛育委員会	会長	森本 裕子	
美咲町栄養委員会	会長	森廣 静江	
美咲警察署生活安全刑事課	課長	千田 昌弘	
美咲町社会福祉協議会	副会長	日神山 千代子	
美咲町校長会	代表	有元 満治	

主な相談窓口一覧

	事業名	問合わせ先	
美 咲 町	こころの健康相談	健康推進課	0868-66-1195
	なやみごと・行政・心配 ごと相談	住民生活課	0868-66-1114
岡 山 県	岡山いのちの電話	岡山いのちの電話協 会	086-245-4343
	ひきこもり相談	岡山県ひきこもり地 域支援センター	086-224-3188
	こころの健康相談	岡山県精神保健福祉 センター	086-201-0828
	24 時間子供 SOS ダイヤル		0120-0-78310
	ヤングテレホン・いじめ 110 番		086-231-3741
	DV 夜間電話相談	岡山県女性相談所	086-235-6101
	岡山県男女共同参画推進センター (ウィズセンター)		086-235-3310
	法テラス岡山		050-3383-5491
そ の 他	#いのちSOS	NPO 法人自殺対策支 援センターライフリ ンク	0120-061-338
	よりそいホットライン	一般社団法人社会的 包摂サポートセンタ ー	0120-279-338
	チャイルドライン	NPO 法人チャイルド ライン支援センター	0120-99-7777
	こころの健康相談統一 ダイヤル (電話をかけた所在地の都 道府県の実施しているこ ころの健康相談電話等につな がります)	岡山県精神保健福祉 センター 岡山県自殺対策推進 センター	0570-064-556